

入札説明書

令和 8 年度 新潟労働局施設保全点検業務

(令和 8 年度契約案件)

新潟労働局 総務部 総務課

契約担当官等 支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長 本間 健司

I 個別事項

1 概要及び日程等

(1) 調達件名及び数量	令和 8 年度 新潟労働局施設保全点検業務	
(2) 履行期間又は履行期限	契約日から令和 9 年 3 月 5 日 (金) まで	
(3) 履行場所	別冊「特記仕様書」のとおりとする。	
(4) 契約方法	一般競争入札 (最低価格落札方式)	
(5) 競争参加資格の等級	令和 7・8 年度厚生労働省一般競争 (指名競争) 参加資格 (測量・建設コンサルタント等業務) において、「建設コンサルタント業務」で B 又は C 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。	
(6) 入札説明書の交付	この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで (入札説明書の受領にあたり事前の連絡等は必要ありません)	
(7) 入札説明会の日時及び場所	入札説明書等の交付により入札説明会に替えるものとする。	
(8) 競争参加資格確認関係書類等の提出期限	令和 8 年 10 月 8 日 (木)	午後 5 時 00 分
(9) 入札書の提出期限	令和 8 年 10 月 15 日 (木)	午前 9 時 45 分
(10) 開札の日時及び場所	令和 8 年 10 月 15 日 (木)	午前 10 時 00 分 新潟労働局第 3 小会議室 (新潟美咲合同庁舎 2 号館 3 階)
(11) 質問の期限	令和 8 年 10 月 6 日 (火)	午後 5 時 00 分
(12) 低入札価格調査基準額の設定の有無 (予定)	無	
(13) 入札保証金及び契約保証金	免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札価格の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付させる。	

2 照会窓口

(1) 入札申込書及び入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒950-8625 新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 2 番 1 号

新潟美咲合同庁舎 2 号館 3 階

新潟労働局総務部総務課会計第一係 古川

電話 025-288-3524

電子メールアドレス furukawa-kaito.it2@mhlw.go.jp

(2) 入札説明書、仕様書の交付場所及び問合せ先

〒950-8625 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号

新潟美咲合同庁舎2号館3階

新潟労働局総務部総務課会計第三係 渡辺

電話 025-288-3526

電子メールアドレス watanabe-nana.8r0@mhlw.go.jp

上記の交付場所及び調達ポータルサイトにおいて、入札説明書を交付する。

3 質問等

(1) 本入札に関し質問等がある場合は、次の区分に従い質問の期限までに提出すること。

① メール又はFAX

質問の送信先アドレス	watanabe-nana.8r0@mhlw.go.jp
------------	-------------------------------------

質問の送信先FAX	025-288-3512
-----------	---------------------

・質問送信後、必ず電話にて受信確認すること。

・電子メールで質問する場合には、メール本文に記載することとし、添付ファイル等は添付しないこと。（セキュリティの関係上、ファイルが添付された電子メールは自動的に削除される場合がある）

② 照会窓口を持参

(2) 質問に対する回答は、質問者へ回答後、入札書の提出期限まで照会窓口にて閲覧に供する。

4 本入札者に求められる事項

本入札に参加しようとする者は、「Ⅱ 共通事項」に記載する事項の他、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 前記競争参加資格の等級を有していること。

5 提出書類

本入札に参加しようとする者は、次の書類等をそれぞれの提出期限までに提出しなければならない。（提出部数 各1部）

① 競争参加資格を有することを証明する書類等

ア 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写

イ 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書（入札説明書様式－1）

ウ 会社履歴書又はこれに類する書類（例：会社概要、パンフレット）

② 暴力団等に該当しない旨の誓約書（入札説明書様式－2）

※ 開札日の属する年度に誓約書を既に提出したことがある場合で、その内容に変更が無いときは、当該提出済のものの写しを提出すれば足りる。

- ③ 入札書（入札説明書様式－４）（代理人が紙により入札する場合には委任状（入札説明書様式－５）を併せて提出する必要がある。）

6 支払条件

契約書案（入札説明書別紙）第 10 条記載のとおり。

（以下この頁余白）

Ⅱ 共通事項

1 電子調達システムの利用に関する事項

- (1) 本件は、電子調達システムを利用して実施する。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。
- (2) 電子調達システムを利用して書類及び入札書等を提出する場合の要領は、電子調達システム所定の操作方法による。
- (3) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ・ ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)
03-4332-7803 (IP 電話等をご利用の場合)
 - ・ ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/>
ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には「Ⅰ 個別事項」2に記載した照会窓口へ連絡すること。

2 書類の提出義務

- (1) 入札者は、競争参加資格確認関係書類等及び入札書等の必要な書類を、本入札説明書の定める期限及び場所に提出しなければならない。
- (2) 書類提出の受付時間については、受付期間中の平日（ただし12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）午前9時30分から正午及び午後1時から午後5時までとする。
- (3) 入札者は、提出した書類等について真正性確保等の観点から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 言語及び通貨

契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

4 競争参加資格

- (1) 法令により競争に参加できない者
予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
 - ① 以下の各号のいずれかに該当する者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

- ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- カ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- キ 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 競争に参加させない者

次に該当する者は、競争に参加することができない。

- ① 厚生労働省から指名停止を受けている者
- ② 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載した者
- ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- ④ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、本入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料の滞納がある者

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

※ 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- ⑤ 本入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがある者

※ これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ入札説明書記載の照会窓口で照会すること。

(3) 再委託を予定している者の取扱い

業務の全部を再委託しようとする者、業務における総合的な企画及び判断を再委託しようとする者、業務遂行管理部分を再委託しようとする者は競争に参加することができない。

なお、原則として、契約金額の二分の一以上の再委託は承認しない。

(4) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものである。

5 競争参加資格確認関係書類等の提出方法等

(1) 競争参加資格確認関係書類等は、次の手順により提出しなければならない。

① 電子調達システムにより入札する場合

ア 競争参加資格確認関係書類等をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システム所定の操作方法により提出しなければならない。

なお、競争参加資格確認関係書類等を電子データ化する際のファイルは、PDF形式とする。

また、電子データ化は、各項目別に一つのファイルを作成するか、一つのファイルとして作成した上で各項目別にしおりを付けるものとする。

※ 電子調達システムは、仕様上の制約により一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、LZH形式又はZIP形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付すること。

※ 送付する際において、電子調達システムの仕様上、3メガバイト以上のファイルは送付できず、また、ファイルは一回しか送付できないので留意すること。提出したファイルの追加、修正等については紙による提出が必要である。

イ 前記にかかわらず、送付したファイルに不備が生じている場合であっても、内容確認に支障が無い場合には、支出負担行為担当官の判断により有効な提出として認める場合がある。

ウ 電子調達システムで入札参加をする場合であっても、競争参加資格確認関係書類等を紙で提出することは差し支えない。ただし、システムの仕様上「証明書等／提案書等」の提出機能を用いて何らかのファイルを送付しなければ入札額の登録を行うことができないため、競争参加資格確認関係書類等を紙で提出する者は「証明書等／提案書等」の提出画面から、「入札説明書様式－3」を提出すること。

② 紙による入札の場合

入札説明書に定められた競争参加資格確認関係書類等を、持参により提出しなければならない。電信、電話、郵送等による提出は認めない。

- (2) 競争参加資格確認関係書類等を提出後、入札への参加を取り止める場合は速やかに「Ⅰ 個別事項」の2に記載した照会窓口へ連絡すること。

6 入札書に記載する金額

- (1) 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。ただし、「Ⅰ 個別事項」において契約金額と別に支払うこととされている経費については、この限りでない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札書の引換え等の禁止

- (1) 入札者は提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (2) 入札者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等を充分理解した上で入札するものとし、入札後不明の点があったことを理由として異議を申し立てることができない。

8 電子調達システムによる入札書の提出

- (1) 電子調達システムにより入札する場合、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもつて行うこと。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。
- (2) 代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。また、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

9 紙による入札書の提出

- (1) 紙により入札する場合は、「入札説明書様式ー4」により作成した入札書を持参しなければならない。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。
- (2) 入札書には電子くじ番号として、任意の3桁を記入しなければならない。入札書に電子くじ番号の記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。

※電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が2人以上いる場合のくじ引き（16（3）参照）に使用される。

- (3) 電話、電信、郵送等による提出は認めない。
- (4) 入札書は封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長殿）及び件名（開札日及び「〇〇一式」の入札書在中）を記載しなければならない。

- (5) 代理人が紙により入札に参加する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に「入札説明書様式－５（１）」及び「入札説明書様式－５（２）」による代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 前項の場合において、入札書に記載する代理人の氏名は、委任状の内容と一致しなければならない。
- (7) 委任状の日付は提出日とする。

10 代理人の兼務禁止

入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

11 入札の無効

- (1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (2) 次に掲げる入札書は無効とする。
- ① 入札書に記名がされていないもの
 - ② 入札金額を訂正したもの
 - ③ 金額の数字及び入札者の名称等、記載事項が不明瞭なもの
 - ④ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがあるもの
 - ⑤ 同一の者による入札が複数あるもの
 - ⑥ 電子調達システム利用規約に違反した者のもの
 - ⑦ 頭名を欠いた（契約当事者となるべき者の記載が無い）代理人によるもの
 - ⑧ その他、入札公告若しくは通知、本入札説明書又は関係職員が指示した事項に違反しているもの
- (3) 入札に参加した者が、「入札説明書様式－２」の誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
- (4) 支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時までに競争参加資格を失い、又は競争参加資格を有しないことが判明した場合は、当該入札者の入札を無効とする。

12 入札の延期等

入札者が連合又は不穏な挙動等をする場合であって、本入札を公正に執行することが出来ない状態にあると認められるときは、開札の延期又は入札の中止をすることがある。

13 入札公告の取消

支出負担行為担当官は、契約を締結するまでは、いつでも入札公告を取り消し、調

達手続を中止することがある。

14 開札手続

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、やむを得ない事情により入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した入札者は、開札場における立ち会いは不要である。ただし、開札時刻に電子調達システムを利用できる端末の前で待機し、直ちに再度入札に対応できるようにしなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（既に提出済の場合を除く。）を提示又は提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札終了まで開札場を退場することができない。
- (6) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場において電話、電子機器等により他者と通信を行ってはならない。

15 再度入札

- (1) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。
なお、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。
- (2) 紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。
- (3) 再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

16 落札者の決定

- (1) 入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者としてすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。
 - ① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した

履行がされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予決令第86条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。）

② その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められる場合

（3）落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによりくじ引きを行い、落札者を決定する。

17 落札者の通知

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの落札通知書により通知する。

18 契約書の作成

（1）競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす。

なお、電子契約書による契約を希望する者は、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に申し出るとともに、開札日までに電子調達システムの利用者権限を取得しておかなければならない。

（2）契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印する。

（3）支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（4）支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付する。

（5）契約書の規定により再委託の申請をする際の所定の様式は、「入札説明書様式－6」とする。

19 契約を締結しない場合の違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て））の100分の5に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

20 費用負担

本入札に参加するために生じる提出書類の作成に要する費用その他一切の費用は、入札者の負担とする。

21 書類の返還

提出された書類は返還しない。

22 契約金額内訳書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに契約金額の内訳を提出しなければならない。
- (2) 契約金額の内訳は、少なくとも年度別、仕様書上の業務別及び人件費とその他の経費別に金額が区分されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (3) 前2項により提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないと判断される場合は、支出負担行為担当官は説明を求めることがある。

23 入札者参加者の公開等に対する同意

入札者は、厚生労働省が行う情報公開等の際、自己の名称又は商号、入札金額等が公開される場合があることにあらかじめ同意するものとする。

24 臨機の措置

自然災害、電子調達システムの不調等やむを得ない場合には、支出負担行為担当官は日程の変更その他必要な指示を行う。

(以下この頁余白)

競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書

(入札件名：令和８年度 新潟労働局施設保全点検業務)

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。
5. 当社（私）は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
6. 前記１から５について、当社（私）の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、申立及び自己申告に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

代理人名

支出負担行為担当官

新潟労働局総務部長 殿

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人）は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１ 契約の相手方として不適当な者

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１）暴力的な要求行為を行う者
- （２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５）その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所又は所在地

社名及び代表者名

生年月日（個人の場合のみ） 年 月 日生

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（入札説明書様式－２別添又は任意様式にて作成したもの）を添付すること。

役員の氏名及び生年月日

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住所

（注１）法人の場合、この様式には登記事項証明書に記載されている事項を記入して下さい。

（注２）この様式は必要な事項が記載されていればエクセル等の任意様式で作成して差し支えありません。

競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について

調達件名：令和８年度 新潟労働局施設保全点検業務

上記調達に係る競争参加資格確認関係書類等については、電子調達システムを利用せず、紙により提出します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

支出負担行為担当官

新潟労働局総務部長 殿

照会先

担当者電話番号：025-288-3524

担当者氏名：新潟労働局総務部総務課 会計第一係 古川

入 札 書

¥ _____

(見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること)

入札件名：令和８年度 新潟労働局施設保全点検業務

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

新潟労働局総務部長 殿

電子くじ番号 (任意の数字３桁を記入)		

(注) 「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

委 任 状

当社（私）は、次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

（代理人） 住 所

所属（役職）

氏 名

記

- １． 入札件名：令和８年度 新潟労働局施設保全点検業務
- ２． 委任事項：
 - （１）当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
 - （２）復代理人の選任
- ３． 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名 称 又 は 商 号

代 表 者

支出負担行為担当官

新潟労働局総務部長 殿

（注）復代理人選任権限を付与しない場合は、不用な文字を抹消して作成して下さい。

委 任 状

（復代理人用）

私は、次の者を復代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

（復代理人） 住 所

所属（役職）

氏 名

記

- 1. 入札件名：令和８年度 新潟労働局施設保全点検業務
- 2. 委任事項：当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
- 3. 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

入札説明書様式－６（１）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

令和８年度 新潟労働局施設保全点検業務に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

入札説明書様式－６（２）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

新潟労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

令和８年度 新潟労働局施設保全点検業務に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

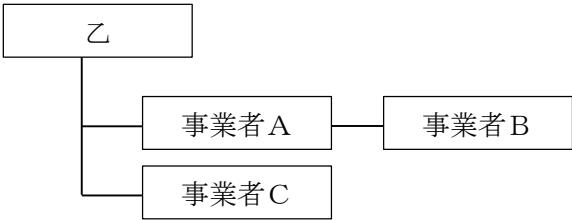
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区		
B			



契約書（案）

支出負担行為担当官新潟労働局総務部長 本間 健司（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

なお、現品を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 令和８年度新潟労働局施設保全点検業務

契約金額 金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇, 〇〇〇円）
（消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28 条第1 項及び第29 条並びに地方税法第72 条の82及び72 条の83 の規定に基づき、契約金額に110 分の10（注）を乗じて得た額である。）

契約保証金 免 除

（信義誠実の原則）

第1 条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（納入場所及び期限）

第2 条 現品の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

納入場所 別添仕様書の記載のとおり

納入期限 別添仕様書の記載のとおり

（納品検査）

第3 条 乙は、現品を納入しようとするときは、別紙1 業務完了報告書により甲の指定する検査職員に報告するとともに、あらかじめ希望日時、場所、品名、数量等の必要事項を通知し、立会の上検査を受けなければならない。

2 甲は、前項により納入の通知を受けた日から10 日以内に検査を実施するものとする。

3 納入現品は、すべて甲の指示（仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転及び危険負担）

第4条 納入現品の所有権は、甲が、検査の結果、合格品と認め、検印を押捺し、合格品を受領し、乙にその受領証を交付したときに移転する。

2 所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

3 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(不合格品引取)

第5条 乙は、検査の結果不合格となったときは、甲が指定する期限までに、現品を撤去しなければならない。

2 甲は、前項の期限経過後、乙の負担において、その現品を他の場所に運搬し、第三者に保管を託すことができる。

(納期の有償延期)

第6条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(遅滞料)

第8条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第6条及び第7条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したと

き。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第26条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第11条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第13条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約金額の支払）

第14条 乙は、第3条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、甲へ提出するものとする。請求書の宛先は、「官署支出官 新潟労働局長」とすること。

2 甲は、乙より適法な支払請求書を受理した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等

（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第9条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第9条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第23条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第24条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せ

ず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第25条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第27条 甲は、第3条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第28条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第29条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条第2項、第10条、第12条、第13条、第15条、第19条、第21条、第25条、第26条、第27条、第28条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(賃金の変動に基づく契約金額の変更)

第30条 甲又は乙は、日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、乙又は甲に対して契約金額の変更を書面又は電子媒体により請求することができる。ただし請求のあった日を基準日とし、変更を請求する契約金額は基準日以降の残契約金額が対象となり、残契約期間は基準日から2か月以上なければならない。賃金水準の変動は、公的な指標に基づいて判断するものとする。

2 前項の規定による請求があったときは、前項に定める賃金水準の変動を踏まえ、契約金額の変更の可否と変更を可とする場合の金額について甲と乙が迅速かつ適切に協議して定める。また協議の結果について甲は乙へ遅滞なく書面又は電子媒体により通知しなければならない。協議の結果の通知は、請求のあった日から21日以内に完了するものとする。

(原材料費及びエネルギーコスト等の変動に基づく契約金額の変更)

第30条の2 甲又は乙は、日本国内における原材料費及びエネルギーコスト等の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、乙又は甲に対して契約金額の変更を書面又は電子媒体により請求することができる。ただし請求のあった日を基準日とし、変更を請求する契約金額は基準日以降の残契約金額が対象となり、残契約期間は基準日から2か月以上なければならない。原材料費及びエネルギーコスト等の変動は、公的な指標に基づいて判断するものとする。

2 前項の規定による請求があったときは、前項に定める原材料費及びエネルギーコスト等の変動を踏まえ、契約金額の変更の可否と変更を可とする場合の金額について甲と乙が迅速かつ適切に協議して定める。また協議の結果について甲は乙へ遅滞なく書面又は電子媒体により通知しなければならない。協議の結果の通知は、請求のあった日から21日以内に完了するものとする。

(再委託)

第31条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式第1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下

「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第32条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式第1の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第33条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙2の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙2の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式第3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合

(3) 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長

〇〇 〇〇

新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号
分任契約担当官
自衛隊新潟地方協力本部長

〇〇 〇〇

乙

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

(別紙1)
令和 年 月 日

検査職員
〇〇局〇〇課
〇〇〇〇殿

〇〇〇〇株式会社
(住所)
(氏名) 印

業務完了報告書

1. 契約件名 令和8年度新潟労働局施設保全点検業務
2. 履行期限 令和9年3月5日

上記の業務について、令和 年 月 日をもって完了したので、本件契約書第3条に基づき報告します。

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
○○○○ 殿

名称
代 表 者 氏 名
印

履行体制図変更届出書

契約書第 18 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

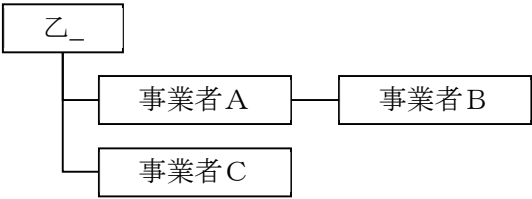
- 1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
- 2. 変更の内容
- 3. 変更後の体制図

履行体制図

- 【履行体制図に記載すべき事項】
- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
 - ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
 - ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
 - ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



特 記 仕 様 書

I. 業務概要

1. 業務名 令和 8 年度 新潟労働局施設保全点検業務
2. 対象施設 「別表 1 点検対象施設」のとおり
3. 履行期間 契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 5 日まで
4. 業務仕様
 - (1) 本仕様書に記載されていない事項は、建築保全業務共通仕様書令和 5 年版（令和 5 年 3 月 30 日付国営保第 27 号）（以下「共通仕様書」という。）による。
 - (2) 業務仕様書（特記仕様書、共通仕様書、現場説明書、質問回答書等）に定めがない事項は、担当職員と協議する。
 - (3) 業務報告書の書式等
 - ・「令和 5 年版建築保全業務報告書書式集」
 - ・「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（令和 5 年版）」
 - ・その他、担当職員の承諾するもの
 - (4) 業務の再委託
点検業務における主要な部分（総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断）の一部または全部を再委託してはならない（ただし、特定の分野に限り点検作業を再委託する場合を除く。この場合、点検業務の過半とならない範囲であること。）。主要な部分以外（前文のただし書きの場合を含む）を再委託する場合は、その関係を明確にし、書面で承諾を受けるとともに、業務の実施について適切な指導、管理を行う。
 - (5) 守秘義務
本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。
 - (6) 著作権その他
著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。
 - (7) 点検・保守が困難な部分
点検・保守が困難な部分等の対応については、事前に担当職員と協議する。

5. 対象業務

- (1) 対象施設概要
「別表 1 点検対象施設」のとおり
- (2) 点検
点検は関連法令に基づき行う。建築基準法第 12 条及び官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条に基づく点検方法等は、平成 20 年国土交通省告示第 282 号、同第 285 号、同第 1350 号、同第 1351 号及び平成 28 年国土交通省告示第 723 号による。
- (3) 点検・検査
「別表 2」「別表 3」のとおり
なお、宿舎における内部の点検は、共用部、専用部（1 戸）とする。

Ⅱ. 一般共通事項

1. 業務関係図書

次の書類を作成し、履行する。

- ・業務計画書 作業着手前までに担当職員の承諾を得る。
- ・緊急連絡表 作業着手前までに担当職員の承諾を得る。
- ・作業計画書 協議の上決定した日までに担当職員の承諾を得る。
- ・作業案内書 点検業務の案内書を作成し、入居者に通知する。

2. 貸与資料

貸与資料は以下のとおり。ただし、施設により貸与する関係資料は異なるため、業務の実施に先立ち、担当職員と協議する。

なお、業務終了後速やかに返却する。

- (1) 図面（平面図・設備図面等）
- (2) 各種設備点検・検査記録関係書類
- (3) 前年度建物点検結果

3. 業務の報告

下記(1)～(8)の様式を施設ごとに冊子またはフラットファイルに編綴し、施設名、点検年度を背表紙に表示した上で、新潟労働局あて2部提出すること。また併せて電子データ（CD-R）を提出すること。

- (1) 令和8年度 庁舎（宿舍）点検結果総括表
- (2) 確認用チェックシート
- (3) 問題のあった箇所等の位置図
- (4) 問題のあった箇所等の写真
- (5) 支障がない状態の確認用チェックリスト
- (6) 「法定点検の実施状況」チェックリスト
- (7) 「施設の維持管理状況」チェックリスト
- (8) 「点検及び確認記録」チェックリスト

※ 上記様式のうち、当局からの様式指定のないものについては、(財)建築保全センター発行の「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（令和5年版）」に掲載の[点検]の結果の記録様式に準じて作成すること。

4. 業務責任者

- (1) 本業務の実施に先立ち、業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって担当職員に通知する。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- ※ 氏 名 ※ 生年月日 ※ 経歴書
- ※ 業務に関する資格者証（写） ※ 受注者との雇用関係を証明する書類

5. 修繕措置

点検の結果、部品交換等修繕が必要とされる場合には、受注者は速やかに担当職員へ報告（状況写真を含む）し、その後の対応について協議する。

6. 法定資格者の選任

- (1) 「別表 3」のとおり、本業務に必要な資格者を選任し、必要な業務を行う。
- (2) 業務の実施に先立ち、次の事項について書面をもって担当職員に通知する。
 - ・氏 名
 - ・生年月日
 - ・経歴書
 - ・業務に関する資格を証明するもの

7. 業務条件

- (1) 業務実施について、作業時間は平日の 9 時 0 0 分から 1 7 時までとするが、監督員の指示に従うことを優先すること。
- (2) 予め施設管理者に申し出ることにより、庁舎・宿舍駐車場の利用は可能とする。
- (3) 調査の実施時期によっては、点検対象施設が外壁改修などの工事を行っている場合があるが、その場合、担当職員と協議し、点検可能な項目を実施すること。

※ 今年度施工中の主な工事

- 上越地方合同庁舎 屋上防水改修その他工事
- 三条労働基準監督署 空調設備改修工事

8. 検査

- ・業務が完了し納入があったときは、契約書の規定に基づき検査を行う。

9. 受注者の負担の範囲

受注者の負担の範囲は、次による。

- ・業務の実施に必要な外線電話等の使用にかかる費用
- ・点検に必要な工具、計測機器等（機器に付属しているものを除く）
- ・保守に必要な消耗部品、材料、油脂等
- ・文具等の事務消耗品、コピー代
- ・日誌及び報告書の用紙、記録ファイル
- ・現場までの移動にかかる費用、発注者等への連絡交通費
- ・その他費用負担が不明確なものがある場合は、事前に主任担当職員に確認する。

10. 作業の立ち合い

点検の実施に際しては、担当職員が立ち会うことがある。また、受注者側から担当職員に立ち会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

11. 数量等の変更

「別表 2」に基づく現地確認の結果、数量等に変更がある場合は、同表に変更数量等を記入した上で、事前に主任担当職員と協議する。

12. 共通事項

- (1) 業務の実施に当たっては、既存建物、設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は、直ちに当局担当者または施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復すること。また修復に係る費用は全て受注者の負担とする。
- (2) 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。また、入居官署の業務運営に支障のないよう実施すること。また、本仕様書に記載のない事項や本業務の履行に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 高所を点検する際には墜落防止措置を必ず講じること。
- (4) 受注者は、実施にあたり、公衆災害、労働災害及び物損事故等の防止に必要な措置を

行うこと。

- (5) 受注者は、実施にあたり、騒音、振動、交通上の問題等の発生を抑制し保安措置を講じるとともに、近隣施設に迷惑とならないよう十分配慮すること。

13. 添付書類

- (1) 別表 1 点検対象施設一覧表
- (2) 別表 2 点検部位等
- (3) 別表 3 点検部位および点検資格者等
- (4) 令和 7 年度 庁舎（宿舍）点検結果総括表（上記Ⅱ 3(1)の様式）
- (5) 確認用チェックシート（上記Ⅱ 3(2)の様式）
- (6) 問題のあった箇所等の写真（上記Ⅱ 3(4)の様式）
- (7) 支障がない状態の確認用チェックリスト（上記Ⅱ 3(5)の様式）
- (8) 「法定点検の実施状況」チェックリスト（上記Ⅱ 3(6)の様式）
- (9) 「施設の維持管理状況」チェックリスト（上記Ⅱ 3(7)の様式）
- (9) 「点検及び確認記録」チェックリスト（上記Ⅱ 3(8)の様式）

別表1 点検対象施設(●は職員宿舎)

名称	住所	敷地面積 (㎡)	構造	階数	建築年月	建物 延面積 (㎡)	付帯施設	図面の 有無	施設担当職員及び 連絡先
新発田地方合同庁舎	新発田市日渡96	4,630.00	RC	4	H6.3	2202.15	車庫 自転車置場	一部有	古畑 電話0254-27-6677
新津労働総合庁舎	新潟市秋葉区新津本町4-18-8	2,609.00	RC	3	H10.3	1618.8	車庫	一部有	梅田 電話0250-22-2233
上越地方合同庁舎	上越市春日野1-5-22	3,199.00	RC	4	H3.6	2350.17	車庫 自転車置場	一部有	白井 電話025-523-6121
佐渡労働基準監督署	佐渡市大字原黒333-38	542.29	RC	2	S57.3	521.88	車庫 自転車置場	一部有	大越 電話0259-23-4500
佐渡公共職業安定所	佐渡市両津夷269-8	499.99	RC	2	S49.3	427.99	車庫	一部有	細貝 電話0259-27-2248
村上公共職業安定所	村上市緑町1-6-8	1,086.64	RC	2	S46.3	555.49	自転車置場	一部有	小川 電話0254-53-4141
巻公共職業安定所	新潟市西蒲区巻甲4087	1,894.93	RC	2	H11.12	912.94	車庫 自転車置場	一部有	星野 電話0256-72-3155
三条労働基準監督署	三条市塚野目2-5-11	1,320.00	RC	2	S61.1	618.42	車庫 自転車置場	一部有	林 電話0256-32-1150
三条公共職業安定所	三条市北入蔵1-3-10	3,022.46	RC	2	H5.3	865.45	車庫	一部有	滝澤 電話0256-38-5431
長岡公共職業安定所小千谷出張所	小千谷市城内2-6-5	1,365.02	RC	2	S58.12	587.53	自転車置場	一部有	高橋 電話0258-82-2441
小出労働基準監督署	魚沼市大塚新田87-3	995.07	RC	2	S59.2	504.88	自転車置場	一部有	山田 電話025-792-0241
南魚沼公共職業安定所小出出張所	魚沼市佐梨682-2	1,819.38	RC	2	H8.11	605.62	自転車置場	一部有	清野 電話025-792-8609
南魚沼公共職業安定所	南魚沼市八幡20-1	1,288.35	RC	2	S60.11	539.2	車庫 自転車置場	一部有	石崎 電話025-772-3157
十日町労働基準監督署	十日町市稻荷町2-9-3	399.66	RC	3	S55.2	463.37		一部有	尾崎 電話025-752-2079
十日町公共職業安定所	十日町市下川原町43	1,653.11	RC	2	S50.12	588.76	車庫 自転車置場	一部有	小嶋 電話025-757-2407
上越公共職業安定所妙高出張所	妙高市下町9-3	792.52	RC	2	S61.12	499.55		一部有	小林 電話0255-73-7611
糸魚川公共職業安定所	糸魚川市横町5-9-50	1,626.19	RC	2	H2.3	510.48	車庫 自転車置場	一部有	芋川 電話025-552-0333
●両津原黒宿舎	佐渡市原黒202-1	702.14	RC	2	H6.3	277.4	自転車置場	一部有	細貝 電話0259-27-2248
●米山住宅	新潟市中央区米山5-14-16	2,058.98	RC	4	H16.3	1798.47	自転車置場 物置	一部有	渡辺(新潟労働局総務課) 電話025-288-3526
●新津さつき野宿舎	新潟市秋葉区さつき野1-1-27	464.73	RC	3	H8.3	454.2	自転車置場	一部有	梅田 電話0250-22-2233
●長岡宿舎	長岡市四郎丸4-10-23	593.46	RC	3	H8.11	507.37	自転車置場	一部有	吉澤 電話0258-32-1181
●小千谷宿舎	小千谷市大字ひ生乙1380-1	1,499.71	RC	3	H5.3	661.98	自転車置場	一部有	高橋 電話0258-82-2441
●六日町宿舎	南魚沼市余川1389-6	631.70	RC	3	H14.2	484.76	付属棟・物置 自転車置場	一部有	石崎 電話025-772-3157
●南押上宿舎	糸魚川市南押上1-8-3	702.14	RC	4	H10.10	562.12	自転車置場	一部有	芋川 電話025-552-0333

別表2 点検部位等

点検部位		対象施設（○印が対象点検部位とする）																									
		新発田 合庁	新津合 庁	上越合 庁	佐渡署	佐渡所	村上市	巻所	三条署	三条所	長岡所 小千谷 出張所	小出署	南魚沼 所小出 出張所	南魚沼 所	十日町 署	十日町 所	上越所 妙高出 張所	糸魚川 所	南津原 黒宿舎	米山住 宅	新津さ つき野 宿舎	長岡宿 舎	小千谷 宿舎	六日町 宿舎	南埴 宿舎		
用途や規模 に関する建築に 基づく必要点検 等	建築物（敷地・構造）	敷地及び地盤	対象外2	○	対象外1	対象外2	対象外2	対象外2	対象外2	対象外2	○	○	○	○	○	対象外1	対象外1	対象外1	対象外1	対象外2	対象外2	○	○	対象外1	対象外1	対象外1	
	建築物の外部	対象外2	○	対象外1	対象外2	対象外2	対象外2	対象外2	対象外2	対象外2	○	○	○	○	○	対象外1	対象外1	対象外1	対象外1	対象外2	対象外2	○	○	対象外1	対象外1	対象外1	
	屋上及び屋根	対象外2	○	対象外1	対象外2	対象外2	対象外2	対象外2	対象外2	対象外2	○	○	○	○	○	対象外1	対象外1	対象外1	対象外1	対象外2	対象外2	○	○	対象外1	対象外1	対象外1	
	建築物の内部	対象外2	○	対象外1	対象外2	対象外2	対象外2	対象外2	対象外2	対象外2	○	○	○	○	○	対象外1	対象外1	対象外1	対象外1	対象外2	対象外2	○	○	対象外1	対象外1	対象外1	
	避難施設等	対象外2	○	対象外1	対象外2	対象外2	対象外2	対象外2	対象外2	対象外2	○	○	○	○	○	対象外1	対象外1	対象外1	対象外1	対象外2	対象外2	○	○	対象外1	対象外1	対象外1	
	その他	対象外2	○	対象外1	—	—	対象外2	対象外2	対象外2	対象外2	—	—	○	—	○	対象外1	対象外1	対象外1	対象外1	—	—	—	—	—	—	—	
	昇降機	別途	別途	別途	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	を 除く 建築 設備 （昇 降機）	換気設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		排煙設備	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
		非常用の照明装置	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	
		給水設備及び排水設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		防火設備	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国家公務員 職務執行 衛生法に 基づく必要点検・ 等	機械換気設備の点検	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		ボイラーの性能検査、定期検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	別途	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		昇降機	別途	別途	別途	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		排水設備の清掃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
清掃等及びねずみ等の防除		別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	—	—	—	—	—	—	—		
照明設備の点検		別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	—	—	—	—	—	—	—		
一酸化炭素の含有率等の測定		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
空気調和設備の浮遊粉じん量等の測定		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
冷却塔、加湿装置等の清掃等		別途	別途	別途	—	—	—	別途	別途	—	別途	—	別途	別途	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
給水設備の飲料水、雑用水の遊離残留塩素等の検査		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
該当する 項目があれば 必要となる点検	消防用設備等	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途	別途		
	危険物を取り扱う一般取扱所等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	別途	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	事業用電気工作物の保安規定による自主点検	別途	別途	別途	—	—	別途	別途	—	別途	—	—	別途	別途	—	別途	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	高圧ガスを用いる冷凍機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	業務用冷凍空調機器（業務用のエアコン、冷凍冷蔵機器）の冷暖漏洩点検	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	ガス漏洩器、ガス風呂釜並びにこれらの排気筒等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	浄化槽の水質検査、保守点検、清掃	別途	—	—	—	—	—	—	別途	別途	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	別途	—	—	別途		
	簡易専用水道の貯水槽の清掃	別途	別途	別途	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	別途	—	—	—	—	別途	別途	別途	別途	別途	別途		
	廃棄物焼却炉のダイオキシン濃度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	特定施設排水の測定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	貯水槽給水施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

別表3（点検部位および点検資格者等）

I. 用途や規模による建基法及び官公法に基づく必要な点検

以下の1から4のいずれかに当てはまる国家機関の建築物は、点検が義務づけられています（昇降機は、全ての設置施設が点検対象。）。

1. 特殊建築物（※1）で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える建築物

※1「特殊建築物」とは建基法第2条第2号に掲げる用途の建築物であり、このうち、点検が義務づけされる用途は建基法別表第一（い）欄に掲げるもので、共同住宅、学校、体育館、病院などがあります。
2. 特殊建築物のうち階数が3以上で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の建築物

※2「事務所」とは、建基法で建築用途上「事務所」に分類されている建築物を示し、居室の利用の形態が、専ら執務の用に供されるもののことです。建築物の名称とは関係なく実態上当該用途に供している建築物が該当します。
3. 階数が2以上の事務所その他これに類する用途（※2）の建築物
4. 延べ面積が200㎡を超える事務所その他これに類する用途の建築物

☑	点検部位		主 な 点 検 項 目	点 検 資 格 者	点検周期	根拠法令等
□	敷地及び構造 建築物	敷地及び地盤	地盤、敷地、塀、擁壁	一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者（※3）	3年以内毎 （※4）	◆建基法 ・法律第12条第2項、第4項 ・施行令 第16条（H28国土交通省告示第240号） ・施行規則第5条の2、第6条の2 ・点検に関する件（H20国土交通省告示第282,283,285号）（H28国土交通省告示第723号）
		建築物の外部	基礎、土台（木造に限る。）、外壁（躯体等、外装仕上げ材等、窓サッシ等、外壁に緊結された広告板・空調室外機等）			
		屋上及び屋根	屋上面、屋上回り(屋上面を除く)、屋根、機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔等)			
		建築物の内部	防火区画、壁の室内に面する部分(躯体等、防火区画を構成する壁)、床(躯体等、防火区画を構成する床)、天井、防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る)、照明器具・懸垂物等、警報設備、換気設備、石綿等を添加した建築材料			
		避難施設等	廊下、出入口、屋上広場、避難上有効なバルコニー、階段（階段、屋内・屋外に設けられた避難階段、特別避難階段）、排煙設備等、非常用の照明装置			
		その他	特殊な構造等（膜構造建築物の膜体・取付部材等、免震構造建築物の免震層及び免震装置）、避雷設備、煙突			
□	昇降機		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者（※3）	1年以内毎	◆官公法 ・法律第12条第1項、第2項 ・施行規則第1条、第2条 ・法律第12条第1項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令 ・点検に関する件（H20国土交通省告示第1350,1351号）
□	昇降機を除く 建築設備	換気設備	（居室等の）機械換気設備、（中央管理方式の）空気調和設備、（調理室等の）自然換気設備及び機械換気設備、（居室等の）防火ダンパー等	一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備検査員資格者証の交付を受けている者（※3）	1年以内毎	
		排煙設備	排煙機、その他（機械排煙設備の排煙口・排煙風道、特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口・給気風道・給気送風機）、特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降口ビーに設ける排煙口及び給気口、加圧防排煙設備、可動防煙壁、自家用発電装置、直結エンジン			
		非常用の照明装置	照明器具、電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池、自家用発電装置			
		給水設備及び排水設備	飲料用の配管及び排水配管、飲料用の給水タンク及び貯水タンク並びに給水ポンプ、排水槽、給湯設備、排水再利用配管設備、その他（衛生器具、排水管、通気管）			
□	防火設備		防火扉、防火シャッター、耐火クロスクリーン、ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備	一級建築士若しくは二級建築士又は防火設備検査員資格者証の交付を受けている者（※3）	1年以内毎	

※3 国等の建築物等の維持保全に関して2年以上の実務経験を有する者で、資格者証の交付を受けている者。

〔建築物の点検のサイクル〕 ▼建物完成

建築物完成後の経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	・・・
建築物等						●			●			●※4	・・・
昇降機、建築設備、防火設備		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	・・・

※4 外壁にタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く）、モルタル等が使用されている場合は、10年を超えかつ3年以内の時期に全面打診等点検を行う必要があります。

Ⅱ．人事院規則及び建築物衛生法に基づく必要な点検

人事院規則と建築物衛生法には共通する点検項目もありますので、3,000㎡以上の場合には確認する必要があります。

規 模 要 件 等	必 要 な 点 検
規模にかかわらずすべての建物	人事院規則による点検
次の用途に供される部分の延べ面積が3,000㎡以上（事務所、研修所等）	建築物衛生法による点検（選任技術者）

☑	点 検 項 目	点 検 対 象 の 例 示	点検資格者	点検周期	根 拠 法 令
☐	機 械 換 気 設 備の点検	機械換気設備	—	初めて使用するとき、 分解して改造、修理の際 及び2月以内毎に1回	人事院規則 (事務所衛生基準規則第9条)
☐	ボイラーの 性能検査、 定期検査	ボイラー (小型ボイラーを除く)、 第1種圧力容器 (小型圧力容器を除く) 小型ボイラー、 小型圧力容器、 第2種圧力容器	十分な知識及び 技能を有すると 認められる職員 又は登録性能検 査機関等	性能検査 1年以内毎に1回 定期検査 1月以内毎に1回 定期検査 1年以内毎に1回	人事院規則 第32条 人事院規則の運用について
☐	昇降機	エレベーター (積載荷重1t以上) エレベーター (積載荷重0.25t以上1t未満) 簡易リフト (積載荷重0.25t以上)		性能検査 1年以内毎に1回 定期検査 1月以内毎に1回 定期検査 1月以内毎に1回 荷重試験 1年以内毎に1回	
☐	排水設備の 清掃	排水槽、 排水ポンプ、 排水管等	—	人事院規則では規定無し 建築物衛生法では、 6月以内毎に1回	人事院規則 (事務所衛生基準規則第14条) 建築物衛生法施行令第2条第2号 施行規則第4条の3
☐	清掃等及び ねずみ等の 防除	大掃除 ねずみ等の調査 及び防除	—	6月以内毎に1回 (ねずみ等は、 調査の結果により 防除を行う)	人事院規則 (事務所衛生基準規則第15条) 建築物衛生法施行令第2条第3号 施行規則第4条の5
☐	照明設備の 点検	労働者を 常時就業させる室	—	6月以内毎に1回	人事院規則 (事務所衛生基準規則第10条)
☐	一 酸 化 炭 素 の 含 有 率 等 の測定	「中央管理方式」の空気調和設備を設 けている室（一酸化炭素の含有率、二 酸化炭素の含有率、室温及び外気温、 相対湿度）	—	2月以内毎に1回 (測定頻度の 緩和規定あり)	人事院規則 (事務所衛生基準規則第7条)
☐	空 気 調 和 設 備 の 浮 遊 粉 じ ん 量 等 の 測定	浮遊粉じん量、一酸化炭素の含有率、 二酸化炭素の含有率、温度、相対湿 度、気流、ホルムアルデヒドの量	—	2月以内毎に1回	建築物衛生法第4条 施行令第2条第1号 施行規則第3条の2
☐	冷却塔、 加湿装置等 の清掃等	冷却塔及び冷却水、加湿装置、空気調 和設備内に設けられた排水受け	—	1年以内毎に1回 等	人事院規則 (事務所衛生基準規則第9条の2) 建築物衛生法施行令第2条第1号 施行規則第3条の18
☐	給水設備の 飲料水、雑 用水の遊離 残留塩素等 の検査	貯水 槽（受水タンク、高置タンク 等）、中水（再利用水）	—	水質基準省令の 項ごとに規則で規定	建築物衛生法第4条 建築物衛生法施行令第2条第2号 施行規則第4条

Ⅲ. 該当する項目があれば必要となる点検

☑	点検対象項目	点 検 対 象 の 例 示	点 検 資 格 者	点検周期	根 拠 法 令
☐	消防用設備等	防火対象物に設けられている消防用設備等又は特殊消火用設備等（消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備等）	消防法施行令第36条第2項に定められた防火対象物（延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物など）は、消防設備士又は消防設備点検資格者が点検。政令で定められていない防火対象物は、自主点検でも良い。	機器点検：6月に1回 総合点検：1年に1回	消防法第17条の3の3 施行令第36条第2項 施行規則第31条の6 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（H16消防庁告示第9号） 消防予 第172号（H14）
☐	危険物を取り扱う一般取扱所等	指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う一般取扱所、地下タンクを有する一般取扱所、地下タンク貯蔵所	危険物取扱者、危険物施設保安員	1年に1回以上	消防法第14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の5 危険物の規制に関する規則第62条の4
☐	事業用電気工作物の保安規程による自主点検	電気設備（事業用電気工作物）	電気主任技術者	保安規程による	電気事業法第42条
☐	高圧ガスを用いる冷凍機	特定施設の1日の冷凍能力が20 t（フロンガスの場合50 t）以上の高圧ガスを用いる冷凍機	高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関等	3年以内毎に1回以上	高圧ガス保安法第35条
		特定施設以外の上記	冷凍保安責任者	1年以内毎に1回以上	高圧ガス保安法第35条の2
☐	業務用冷凍空調機器の冷媒漏洩点検	簡易点検：全ての第一種特定製品 定期点検：電動機の定格出力7.5kw以上の機器	簡易点検：規定なし 定期点検：冷媒フロン類取扱技術者、冷凍空調技士等	簡易点検：3月に1回以上 定期点検：3年に1回以上（電動機の定格出力により異なる）	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条
☐	ガス湯沸器、ガス風呂釜並びにこれらの排気筒等	ガス湯沸器、ガス風呂釜、これらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇	ガス小売事業者	4年に1回以上	ガス事業法第159条第2項 施行規則第200,201,202条
☐	浄化槽の水質検査、保守点検、清掃	浄化槽、みなし浄化槽	浄化槽管理士、浄化槽清掃業者	規模、構造により規定	浄化槽法第7～11条
☐	簡易専用水道の貯水槽の清掃	簡易専用水道の貯水槽（受水タンク、高置タンク等）（タンク等の有効容量の合計が10㎡を超えるもの）	—	1年以内毎に1回	水道法第34条の2 施行規則第55条
☐	廃棄物焼却炉のダイオキシン濃度	廃棄物焼却炉	—	1年に1回以上	ダイオキシン類対策特別措置法第28条、施行令第4条、別表1
☐	ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度	ばい煙（ばいじん、窒素酸化物等）を発生する機器（ボイラー、自家発電装置）、廃棄物焼却炉等	—	2月を越えない作業期間毎に1回等	大気汚染防止法第16条 施行規則第15条
☐	特定施設排水の測定	処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽等	—	1年に1回以上	水質汚濁防止法第14条 施行令第1条、別表1 施行規則第9条

令和8年度 庁舎（宿舎）点検結果総括表

点検対象施設	施 設 名	
	所 在 地	
現 地 調 査	調査年月日	
	点検実施者	

点 検 総 括

--

※ 点検総括には修繕等が必要な箇所や緊急度、昨年度点検結果との比較、翌年の点検の際の留意点、その他気づいた点等を記載すること。

確認用チェックシート

※支障有の場合、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

確認の実施日 年 月 日

確認方法の凡例

	目視		目視		歩行		打診
							

確認部位・手段	建築物の敷地			建築物の外壁			建築物の内部 (玄関、ロビー等)			屋上・塔屋			建築物の内部 (室内)			建築物の内部 (廊下、階段等)			建築物の内部 (便所、湯沸室等)			建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)			建築物の内部 (電気室、自家発電機室)				
	支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号			
【I-1】建築物の敷地及び地盤面																													
地盤の不陸、傾斜等			地盤、舗装等																										
敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等により裂け目が発生するなど相対的な著しい段差がないか（舗装部分を除く）。						無 □ 有 □																							
舗装の不陸、傾斜、陥没や舗装面又は舗装仕上げ材のはく離等の著しい損傷はないか。						無 □ 有 □																							
側溝に著しい傾き、損傷はないか。また、清掃状況は良好か。						無 □ 有 □																							
柵ふた、マンホールなどにかたつきがないか。〔I-25〕			 			無 □ 有 □																							
敷地内の排水			雨水樹・汚水樹																										
雨水樹や汚水樹などに排水不良や損傷はないか。また、柵内の清掃状況は良好か。〔I-25〕						無 □ 有 □																							
植栽			植栽						屋上緑化																				
植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育がないか。						無 □ 有 □						無 □ 有 □																	
【I-2】基礎																													
周辺地盤と比較して沈下又は隆起、き裂その他損傷はないか。									無 □ 有 □																				
建具の開閉に支障がないか									無 □ 有 □																				
構造体力上主要な部分(土台、壁、柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり・けた)																													
【I-3】木造			木造									木造																	
木部に著しい腐朽、蟻害、変形等がないか。 〔土台、柱、はり、斜材〕						無 □ 有 □																							
基礎との緊結部にゆるみ、変形、傾斜がないか。 〔土台、柱、斜材〕						無 □ 有 □																							
緊結金物にさびその他の腐食がないか。 〔柱、小屋組、斜材、はり・けた〕						無 □ 有 □						無 □ 有 □																	
建築物の傾斜又は変形が無い。建具の開閉に支障がないか			 			無 □ 有 □						無 □ 有 □																	

[illegible]

[illegible]

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
雨樋、支持金物等に著しいぐらつきがないか。 [Ⅰ-19]				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
附属仕上材・金物等				付属仕上材 金物				付属仕上材 金物											
仕上材材にはく落、き裂、腐食等がないか。 [Ⅰ-19]				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
窓サッシ等				窓サッシ等		窓サッシ等		窓サッシ等		窓サッシ等		窓サッシ等		窓サッシ等					
スチール製又は木製のサッシに著しい腐食がないか。				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
引き違い形式建具の外れ止めストッパーが掛けられているか。				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
窓の枠やシーリング材等に腐食、き裂などの劣化がないか。 [Ⅰ-19][Ⅰ-21]				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
窓ガラスにき裂その他の損傷がないか、又は網入りガラスの場合、鉄線のさび等はないか。 [Ⅰ-19]				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
シャッター格納部分(まぐさ)やガイドレールに著しいさびや腐食がないか。				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐												
バルコニー				バルコニー															
手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。				無 ☐	有 ☐														
コンクリート造の場合、鉄筋のさび汁が発生していないか。また仕上材のき裂、はく落等がないか。				無 ☐	有 ☐														
鉄骨造の場合、塗装等のはがれやさび等がないか。				無 ☐	有 ☐														
天井仕上材(内装制限がある場合)				天井仕上材		天井仕上材		天井仕上材		天井仕上材		天井仕上材		天井仕上材		天井仕上材		天井仕上材	
天井の仕上材材に著しいずれ等がないか。 [Ⅱ-2]						無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
天井材、仕上材(コンクリート、モルタル等)にあばれ、き裂、浮き、はく離がないか。 [Ⅱ-2]						無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
点検口本体及び枠にずれ、変形、腐食等がないか。						無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
内装壁仕上材等				内装壁仕上材		内装壁仕上材		内装壁仕上材		内装壁仕上材		内装壁仕上材		内装壁仕上材		内装壁仕上材		内装壁仕上材	
内装仕上材材に著しいずれ等がないか。 [Ⅱ-2]						無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外壁		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
内装、仕上げ材(コンクリート、モルタル等)にあらわれ、き裂、浮き、はく離がないか。 [Ⅱ-2]						無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
照明器具、懸垂物等の落下防止対策				懸垂物・付属物		懸垂物・付属物		懸垂物・付属物		懸垂物・付属物		懸垂物・付属物		懸垂物・付属物		懸垂物・付属物		懸垂物・付属物	
つり下げ案内表示板等の附属物に著しいぐらつきがないか。 [Ⅰ-24][Ⅱ-2]				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
固定式防煙垂れ壁等の附属物に著しいぐらつきがないか。 [Ⅰ-23][Ⅱ-2]						無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
石綿使用材料						断熱材 耐火被覆		断熱材 耐火被覆		断熱材 耐火被覆		断熱材 耐火被覆		断熱材 耐火被覆		断熱材・吸音材 耐火被覆		断熱材・吸音材 耐火被覆	
石綿の表面に毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、損傷・欠陥、床面に破片、下地との遊離がないか。						無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
石綿材料の飛散防止措置						飛散防止・封じ込め箇所		飛散防止・封じ込め箇所		飛散防止・封じ込め箇所		飛散防止・封じ込め箇所		飛散防止・封じ込め箇所		飛散防止・封じ込め箇所		飛散防止・封じ込め箇所	
石綿飛散防止剤又は囲い込み材にき裂、剥落等の劣化又は損傷がないか。						無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
[Ⅰ-9]、[Ⅱ-1、2、4]高架水槽、冷却塔、手すり、煙突、その他建築物の屋外に取り付けるもの																			
機器、工作物本体及び接合部		煙突・囲障						煙突・囲障・高置水槽・冷却塔											
建築設備等の囲障(ルーバー等)の本体に著しい損傷、変形、腐食がないか。 [Ⅰ-33]		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐										
建築設備等の囲障(ルーバー等)の接合部分に著しい損傷、変形、腐食がないか。 [Ⅰ-33]		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐										
鉄塔の鉄骨部材及び溶接部にき裂、変形、塗装の劣化、さび等の腐食がないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐										
本体の固定部にき裂、腐食がないか。 [Ⅰ-26]								無 ☐	有 ☐										
本体を固定するアンカーボルトにゆるみがないか。 [Ⅰ-26]								無 ☐	有 ☐										
本体を固定するアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。 [Ⅰ-26]								無 ☐	有 ☐										
コンクリート基礎部にき裂、欠損、さび汁等がないか。								無 ☐	有 ☐										
支持部材				雨樋等				雨樋等											
支持部材の緊結金物に腐食がないか	 	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐										
基礎、架台部分にき裂その他の損傷、変形又は腐食がないか。	 	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐										

[illegible]

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)			屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機械室)	
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
自動扉の感知方式が床感知式の場合、マット等床検知部のはく離、浮き、変形等により歩行に支障となっていないか。 [Ⅱ-5]						無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐						
エクスパンションジョイント(Exp.J)カバー部に著しいずれ等がないか。 [Ⅰ-9]													無 ☐	有 ☐						
手すりその他に著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。 [Ⅰ-23]	 			無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐						
屋外階段				屋外階段					屋根											
コンクリート造の場合、鉄筋のさび汁が発生していないか。また仕上げ材のき裂、はく落等がないか。				無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐										
鉄骨造の場合、塗装等のはがれやさび等がないか。				無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐										
屋根又は支柱の著しいき裂、損傷、腐食などがないか。 [Ⅱ-1]				無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐										
【Ⅰ-11】床材料						床材料					床材料		床材料							
建物内機器や外部を通行する車両等による振動等が床に発生していないか。						無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐						
【Ⅰ-12】仕上げ材料、下地						床仕上げ					床仕上げ		床仕上げ		床仕上げ		床仕上げ		床仕上げ	
床仕上げ材の欠損、はく離、浮きなどで歩行等に支障がないか。 [Ⅰ-10][Ⅱ-5]						無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
床仕上げ材の摩耗等により滑りやすくなっているか。 [Ⅱ-5]	 					無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐						
【Ⅰ-13】二重床											二重床		二重床							
歩行時等に床に著しいぐらつきがないか。 [Ⅱ-5]											無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐						
【Ⅰ-14】階段その他に用いる滑り止め													階段							
階段の滑り止めが浮き、欠損、変形等で歩行に支障がないか。 [Ⅱ-5]													無 ☐	有 ☐						
【Ⅰ-15】視覚障害者誘導ブロック		誘導ブロック				誘導ブロック					誘導ブロック		誘導ブロック							
通路等にある視覚障害者誘導用ブロック等に、ぐらつき、欠損、はく離、浮き又は変退色がないか。 [Ⅰ-34][Ⅱ-5]	 	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐						
【Ⅰ-16】床点検口						点検口					点検口		点検口		点検口		点検口		点検口	
床点検口に著しいぐらつきや開閉に不具合がないか。	 					無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)		
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	
【I-17】防火区画を構成する床、壁、柱及びはり																			
防火区画の部材							区画の部材		区画の部材		区画の部材		区画の部材		区画の部材		区画の部材		
防火区画に使用されている部材に著しいき裂、損傷、腐食などがないか。							無	有		無	有		無	有		無	有		
鉄骨の耐火被覆材						耐火被覆材								耐火被覆材		耐火被覆材			
耐火被覆材にはく離がないか。						無	有							無	有		無	有	
防火区画を構成する床							区画の床		区画の床				区画の床		区画の床				
防火区画を構成する床に耐火性能を損なうき裂等の損傷がないか。							無	有		無	有			無	有		無	有	
防火区画を構成する壁							区画の壁		区画の壁				区画の壁		区画の壁				
防火区画を構成する壁に耐火性能を損なうき裂等の損傷がないか。							無	有		無	有			無	有		無	有	
配管、ダクト等の防火区画貫通処理							貫通部		貫通部				貫通部		貫通部				
配管、ダクト等が防火区画を貫通する部分ですきま等がないか。							無	有		無	有			無	有		無	有	
【I-18】防火扉、防火シャッター及び防火ダンパー																			
防火設備本体と枠(防火シャッター・扉)			防火シャッター		防火シャッター				防火シャッター										
シャッター等に著しい損傷、変形、腐食がないか。 [I-21]			無	有		無	有			無	有								
シャッター格納部分(まぐさ)やガイドレールに著しいさびや腐食がないか。 [I-8]			無	有		無	有			無	有								
防火設備本体と枠(防火扉・防火シャッター・防火ダンパー)							ダンパー		防火戸 排煙窓		防火戸 排煙窓				ダンパー		ダンパー		
防火ダンパーが閉状態になっていないか。 [I-27][I-30]							無	有							無	有		無	有
ダクトとの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。 [I-27]	 						無	有							無	有		無	有
手動開放装置に損傷、変形、腐食がないか。 [I-25]	 						無	有		無	有				無	有		無	有
撤去された防火扉はないか。							無	有		無	有								
本体と枠に、耐火性能を損なうおそれのある著しいき裂とその他の損傷、変形、腐食がないか。							無	有		無	有								
ヒンジ、ドアクローザー等の金物に異常、損傷はないか。 [I-21]							無	有		無	有								

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)			屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)			建築物の内部 (廊下、階段等)			建築物の内部 (便所、湯沸室等)			建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)			建築物の内部 (電気室、自家発電機室)		
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	別紙番号	支障の有無	別紙番号	別紙番号	支障の有無	別紙番号	別紙番号	支障の有無	別紙番号	別紙番号	支障の有無	別紙番号	別紙番号
窓ガラスにき裂その他の損傷がないか、又は網入りガラスの場合、鉄線のさび等はないか。 [I -8]						無 □	有 □				無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □							
外部に面するドアで、降雨後の雨水の侵入又はその痕跡がないか。						無 □	有 □				無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □							
ドアの枠やシーリング材等に腐食、き裂などの劣化がないか。 [I -21]				無 □	有 □				無 □	有 □				無 □	有 □		無 □	有 □				無 □	有 □		
電気ハンドホール内において、管口の止水材(シーリング材)の浮き又は脱落がないか。		無 □	有 □																						
電気ハンドホール内に水が溜まっていて、漏電などのおそれがないか。[I -25]		無 □	有 □																						
桝ふた、マンホールなどにがたつきがないか。[I -25][I -34]	 	無 □	有 □																						
【 I -20】静穏を必要とする室											給排気口			給排気口			給排気口								
排気口及び給気口からの風速が大きく騒音を発生していないか。											無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □							

建具

【 I -21】建具共通				窓・ドア等		窓・ドア等		窓・ドア等		窓・ドア等		窓・ドア等		窓・ドア等		窓・ドア等		窓・ドア等		窓・ドア等			
窓の開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。 [I -8]				無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □						
窓の施錠又は解錠に不具合がないか				無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □						
窓の下部に雨水の侵入や結露水が室内にあふれた等の痕跡が無い。[I -19]				無 □	有 □			無 □	有 □					無 □	有 □					無 □	有 □		
窓の枠やシーリング材等に腐食、き裂、硬化などの劣化がないか。 [I -8][I -19]				無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □						
ドアの開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。				無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □		
ドアの施錠又は解錠に不具合がないか。				無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □		
ドアの枠やシーリング材等に腐食、き裂などの劣化がないか。 [I -8][I -19]				無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □		

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
ドア、取手、錠、取り付け金具(蝶番、ヒンジ、ドアクローザー等)等に著しいき裂その他の損傷、変形、腐食、ねじのゆるみがないか。				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
【I-22】自動扉の作動					自動扉														
自動扉の開閉機能に障害がないか。					無 ☐	有 ☐													
自動扉に著しいさびや腐食がないか。					無 ☐	有 ☐													
扉が障害物を感知し停止するなどの安全装置は正常に作動するか。					無 ☐	有 ☐													
【I-23】防護策、手すりその他																			
階段各部												階段							
手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。 [II-5]	 											無 ☐	有 ☐						
メンテナンス用タラップ						メンテナンス用 タラップ								メンテナンス用 タラップ					
タラップに著しいき裂、欠損、さび汁及び浮き、はらみ、はく離、はく落がないか。	 					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐				
金属類(点検歩廊、タラップ、手すり、窓清掃用丸環等)に著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。[I-9]	 					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐				
特別避難階段の付室の窓												付室の窓							
外気に向かって開くことができる窓に開閉不良がないか。 [I-21]												無 ☐	有 ☐						
窓の施錠又は解錠に不具合がないか。 [I-21]												無 ☐	有 ☐						
非常用EVの乗降ロビーの窓												乗降ロビーの窓							
外気に向かって開くことができる窓に開閉不良がないか。 [I-21]												無 ☐	有 ☐						
避難上有効なバルコニーの手すり等												手すり							
手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。 [I-9]	 											無 ☐	有 ☐						
コンクリート造の場合、鉄筋のさび汁が発生していないか。また仕上げ材のき裂、はく落等がないか。 [I-9]												無 ☐	有 ☐						
鉄骨造の場合、塗装等のはがれやさび等がないか。 [I-9]												無 ☐	有 ☐						

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
避難器具											避難器具							
避難ハッチに開閉不良がないか。 [I -25][I -26]											無 ☐	有 ☐						
避難器具が使用できない状態にないか。 [I -25][I -26]	 										無 ☐	有 ☐						
防護柵											防護柵							
防護柵に著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。	 										☐ 無 ☐	☐ 有 ☐						
コンクリート造の場合、鉄筋のさび汁が発生していないか。また仕上げ材のき裂、はく落等がないか。											無 ☐	有 ☐						
鉄骨造の場合、塗装等のはがれやさび等がないか。											無 ☐	有 ☐						
防煙壁					防煙壁				防煙壁		防煙壁		防煙壁		防煙壁		防煙壁	
固定式防煙垂れ壁等の附属物に著しいぐらつきがないか。 [I -8]	 				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
【 I -24】屋内及び屋外の案内表示																		
案内表示		案内表示		案内表示		案内表示			案内表示		案内表示		案内表示		案内表示		案内表示	
つり下げ案内表示板等の附属物に著しいぐらつきがないか。 [I -8][II -2]	 					無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
案内表示が汚れ、腐食、経年劣化等により見づらくなっていないか。		無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
【 I -25】【 I -26】設備機器																		
分電盤・動力制御盤		受変電機器		盤類					受変電機器		盤類				盤類			
受変電機器キャビネット外板に著しい損傷、変形、腐食がないか。		無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐
受変電機器機器本体から異音がないか。		無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐
受変電機器機器本体から異臭がないか。		無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐
盤類に著しい損傷、変形、腐食がないか。				無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
盤類の扉開閉部に損傷、変形がないか。				無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
盤類から高温状態、振動、異音、異臭がないか。	  			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
盤類の内部機器に変色、変形、破損または、さび等の腐食がないか。				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
盤又は支持金物にぐらつきがないか。	 			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
盤類の防水パッキン等に変形、損傷がないか。 [I -19]				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
盤内に雨水の浸入又はその痕跡がないか。 [I -19]				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
端子盤				端子盤				端子盤		端子盤		端子盤				端子盤		端子盤	
盤類に著しい損傷、変形、腐食がないか。				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
盤類の扉開閉部に損傷、変形がないか。				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
盤類から高温状態、振動、異音、異臭がないか。	  			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
盤類の内部機器に変色、変形、破損または、さび等の腐食がないか。				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
盤又は支持金物にぐらつきがないか。	 			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
照明器具・スイッチ・コンセント				外部照明器具・SW・コンセント		照明器具・SW・コンセント		照明器具・SW・コンセント		照明器具・SW・コンセント		照明器具・SW・コンセント		照明器具・SW・コンセント		照明器具・SW・コンセント		照明器具・SW・コンセント	
照明器具の入切りの作動及び点灯は正常か。				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
照明器具類から異音や異臭がないか。	 			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
蛍光管等に球切れ、ちらつきがないか。				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
照明器具類及び支持金物等に損傷、変形、腐食がないか。				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか。	 			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 											

[illegible]

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
インターホン					インターホン													
インターホンが正常に作動するか。	☑				無 □	有 □												
インターホンの本体及び支持金物・支柱等にぐらつき、傾き及び著しいさび等の腐食がないか。	👁 ☝				無 □	有 □												
トイレ等呼び出し装置											呼び出し装置							
トイレ等呼び出し装置が正常に作動するか。	☑												無 □	有 □				
トイレ等呼び出し装置の本体及び支持金物等にぐらつき、著しいさび等の腐食がないか。	👁 ☝												無 □	有 □				
太陽光発電装置	太陽光発電装置						太陽光発電装置											
コンクリート基礎に著しいき裂等の損傷、又は基礎が不同沈下していないか。 [I - 9]	👁	無 □	有 □				無 □	有 □										
架台等の固定ボルトにゆるみがないか。 [I - 9]	☝	無 □	有 □				無 □	有 □										
太陽光発電装置が正常に作動するか。	☑	無 □	有 □				無 □	有 □										
風力発電装置	風力発電装置						風力発電装置											
コンクリート基礎に著しいき裂等の損傷、又は基礎が不同沈下していないか。 [I - 9]	👁	無 □	有 □				無 □	有 □										
架台等の固定ボルトにゆるみがないか。 [I - 9]	☝	無 □	有 □				無 □	有 □										
風力発電装置が正常に作動するか。	☑	無 □	有 □				無 □	有 □										
構内情報通信網装置	通信装置																	
装置から異音、発熱がないか。	👂	無 □	有 □															
装置に著しい汚れや腐食等がないか。	👁	無 □	有 □															
構内交換機 (PBX)									構内交換機									
構内交換機が正常に作動するか。	☑								無 □	有 □								
構内交換機から異音、発熱がないか。	👂								無 □	有 □								

[illegible]

[illegible]

確認部位・手段	建築物の敷地			建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
タイマーによる自動点滅器等による入り切りの作動において、設定にしたがい作動点灯するか。		無 ☐	有 ☐																
照明器具やボール等に広範囲にわたり損傷、変形及び広範囲にわたるさびがないか。 [I -33]		無 ☐	有 ☐																
照明器具やボール等に、ぐらつき、傾きがないか。 [I -33]		無 ☐	有 ☐																
電光掲示板		電光掲示板																	
電光掲示板が操作に従い作動するか。		無 ☐	有 ☐																
電光掲示板に著しい腐食、損傷、異音等はないか。		無 ☐	有 ☐																
電光掲示板の支持金物・支柱等にぐらつき、傾き及び著しいさび等の腐食がないか。		無 ☐	有 ☐																
構内配電線路		配電線路																	
配線にき裂、損傷、変色、腐食、変形等の劣化や断線がないか。 [I -27]		無 ☐	有 ☐																
構内通信線路		通信線路																	
装置から異音、発熱がないか。		無 ☐	有 ☐																
装置に著しい汚れや腐食等がないか。		無 ☐	有 ☐																
配線にき裂、損傷、変色、腐食、変形等の劣化や断線がないか。 [I -27]		無 ☐	有 ☐																
熱源機器		冷却塔・室外機 熱源機器				冷却塔・室外機 熱源機器								熱源機器					
熱源機器本体に損傷、変形、き裂がないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐			
熱源機器本体から異音、異臭はないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐			
冷却塔本体に著しい腐食、損傷、異常振動、異音等はないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐			
空調機用室外機本体に著しい腐食、損傷、異常振動、異音等はないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐			

確認部位・手段	建築物の敷地			建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
ブロー装置や薬液注入装置の作動状態は良好か。また、水槽内は定期的に清掃を行っているか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐		
本体の固定部にき裂、腐食がないか。 [I -9]		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐		
本体を固定するアンカーボルトにゆるみがないか。 [I -9]		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐		
本体を固定するアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。 [I -9]		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐		
オイルタンク		オイルタンク														サービスタンク		オイルタンク	
オイルサービスタンクに傾きや破損等はないか。																無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
防油堤内に漏油がないか。																無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
自家発電設備用燃料は規定量確保されているか。																		無 ☐	有 ☐
オイルタンクの付近に可燃物はないか。また、上部が駐車スペースとなっていないか。		無 ☐	有 ☐															無 ☐	有 ☐
オイルタンクが埋設されている場合、地表面の損傷等はないか。また、マンホール蓋の割れ、変形、ぐらつきはないか。		無 ☐	有 ☐															無 ☐	有 ☐
空調調和機等(空調機・FCU・空気清浄装置)										エアコン・FCU						空調調和機、エアコン、FCU		空調調和機、エアコン、FCU	
加湿器から十分な噴霧が行われているか。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
機器からの異常振動、異音等はないか。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
内部のドレンパン等に著しい腐食はないか。また、排水状況は良好か。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
エアフィルターは汚れ等で目詰まりしていないか。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
機器本体の固定部にき裂、腐食がないか。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
機器本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
機器本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
送風機類														送風機		送風機		送風機	
送風機は正常に作動するか。 [I -30]																無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
送風機本体に損傷、変形、き裂がないか。																無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
送風機本体から異音、異常振動、異臭がないか。	 											無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
モーター部分等に異臭がないか。																無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
ファンベルトに傷はないか。																無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
送風機本体の架台部分にき裂、腐食がないか。	 															無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
送風機本体の架台固定用又は吊り用のアンカーボルトにゆるみがないか。	 															無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
送風機本体の架台固定用又は吊り用のアンカーボルト周囲のコンクリートに著しいき裂その他の損傷がないか。																無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
ポンプ類																ポンプ			
本体に損傷、変形、き裂、水漏れ等がないか。																無 ☐	有 ☐		
本体からの異常振動、異音等はないか。	 															無 ☐	有 ☐		
本体の固定部にき裂、腐食がないか。																無 ☐	有 ☐		
本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。																無 ☐	有 ☒		
本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。																無 ☐	有 ☐		
消火機器(消火器含む)								屋内消火栓設備		屋内消火栓設備 ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾗｰへｯﾄﾞ		屋内消火栓設備 ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾗｰへｯﾄﾞ		ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾗｰへｯﾄﾞ		屋内消火栓設備		不活性ガス消火 設備等へｯﾄﾞ	
消火栓箱に著しい損傷、変形、腐食がないか。								無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐		

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
消火栓箱の扉開閉部に損傷、変形がないか。また、開閉することができるか。	 							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐		
スプリンクラー設備等ヘッドに著しい傾き、変形、腐食等がないか。										無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
不活性ガス消火設備等ヘッドに著しい傾き、変形、腐食等がないか。																		無 ☐	有 ☐
中央監視装置										中央監視装置									
中央管理室において制御又は作動の状況が確認できないこと。	 									無 ☐	有 ☐								
自動制御機器										自動制御機器						自動制御機器		自動制御機器	
自動制御機器の室内の温湿度調節器・検出器で著しい損傷、変形がないか。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
自動制御機器の室内の温湿度調節器・検出器で周囲に複写機などの発熱体はないか。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
【 I-25】【 I-27】配線、配管及び風道その他のダクト																			
ダクト(給排気口・排煙口含む)						空調・換気用ダクト								空調・換気用ダクト		空調・換気用ダクト		空調・換気用ダクト	
ダクトの保温材がはく離又は濡れていないか。	 					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐		
ダクトから空気の漏れはないか。						無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐		
ダクトの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。	 					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐		
ダクトに異音、異常振動がないか。	 					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐		
ダクトの支持、固定部にぐらつき、き裂、腐食がないか。	 					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐		
ダンパー、防火・防煙ダンパー						ダンパー 防火ダンパー								ダンパー 防火ダンパー		ダンパー 防火ダンパー		ダンパー 防火ダンパー	
ダンパーの開閉不良等、作動不良をおこしていないか。 [I-30]	 					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐		
防火ダンパーが閉状態になっていないか。 [I-18][I-30]						無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐		
ダクトとの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。 [I-18]	 					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐		

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
支持金物								ケーブルラック等						ケーブルラック等		ケーブルラック等			
ケーブルラック、バスダクト及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。								無 □	有 □					無 □	有 □			無 □	有 □
ケーブルラック、バスダクトの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。	 							無 □	有 □					無 □	有 □			無 □	有 □
ケーブルラック、バスダクトに部分的な高温状態、振動がないか。	 							無 □	有 □					無 □	有 □			無 □	有 □
配管(冷温水、冷却水)								冷温水・冷却水・油・ガス		冷温水・ガス			ガス配管	冷温水・油・ガス		油・ガス配管			
配管、バルブに損傷、変形、腐食等の劣化がみられ、かつ、当該部分から外部に漏水、油漏れの痕跡がないか。								無 □	有 □	無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □	無 □	有 □
配管の保温材がはく離又は濡れていないか。	 							無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □				
配管に異音、異常振動がないか。	 							無 □	有 □	無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □	無 □	有 □
配管から異臭がないか。								無 □	有 □	無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □	無 □	有 □
配管及び支持金物等にぐらつきがないか。								無 □	有 □	無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □	無 □	有 □
配線				電気配線				電気配線		電気配線				電気配線		電気配線			
電気露出配管及び配線に損傷がないか。				無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □
ボックス類及び支持金物等にぐらつきがないか。				無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □
ボックス類及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。				無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □
ボックス類に部分的な高温状態、振動がないか。	 			無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □			無 □	有 □
【I-25】【I-28】昇降機														昇降機					
巻上機、ロープ及びガイドレールに変形、損傷、さび、摩耗がないか。														無 □	有 □				
安全装置の作動不良がないか。														無 □	有 □				

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機械室)		
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	
【I-25】【I-29】排煙設備																			
排煙機													排煙機						
排煙機は正常に作動するか。 [I-9][I-26]													無 ☐	有 ☐					
排煙機からの異常振動、異音等はないか。	 												無 ☐	有 ☐					
モーター部分等に異臭がないか。													無 ☐	有 ☐					
ファンベルトに傷はないか。													無 ☐	有 ☐					
排煙風道及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。 [I-27]													無 ☐	有 ☐					
予備電源での起動、運転が可能か。													無 ☐	有 ☐					
排煙機本体の架台部分にき裂、腐食がないか。 [I-9][I-26]													無 ☐	有 ☐					
ダクト(給排気口・排煙口含む)					排気口・給気口			排気口・給気口・排煙口			排気口・給気口・排煙口			排気口・給気口・排煙口			排気口・給気口・排煙口		
ダクトの保温材がはく離又は濡れていないか。	 				無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	☐
ダクトから空気の漏れはないか。					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	☐
ダクトの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。 [I-27]	 				無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	☐
ダクトに異音、異常振動がないか。 [I-27]	 				無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	☐
ダクトの支持、固定部にぐらつき、き裂、腐食がないか。 [I-27]	 				無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	☐
排煙口、排煙窓が障害物等により作動が妨害されていないか。故障等により機能は損なわれていないか。	 							無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐							
非常用電源													非常用電源						
始動用蓄電池に著しい損傷、変形、腐食がないか。													無 ☐	有 ☐					

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
始動用蓄電池に液漏れはないか。																無 ☐	有 ☐	
操作機器等									手動開放装置	手動開放装置								
手動開放装置に損傷、変形、腐食がないか。 [I -26]									無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐					
【 I -25】【 I -30】換気設備																		
送風機類												換気扇・送風機						
便所、湯沸室使用時に換気扇、送風機等が作動し、排気を行っているか。												無 ☐	有 ☐					
送風機本体から異音、異常振動、異臭がないか。	 											無 ☐	有 ☐					
ダクト(給排気口・排煙口含む)			排気口・給気口			排気口・給気口		排気口・給気口・排煙口		排気口・給気口・排煙口		排気口・給気口・排煙口		排気口・給気口・排煙口		排気口・給気口・排煙口		
排気口、給気口に割れ等の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食がないか。			無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
排気口、給気口の支持、固定部にぐらつき、き裂、腐食がないか。 [I -27]			無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
排気口、給気口、防虫網等に通気不良の原因となる塵埃又はその他の障害物がないか。	 		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
ダンパー、防火・防煙ダンパー						ダンパー									ダンパー		ダンパー	
ダンパーの開閉不良等、作動不良をおこしていないか。	 					無 ☐	有 ☐								無 ☐	有 ☐		
防火ダンパーが開状態になっていないか。 [I -18][I -27]						無 ☐	有 ☐								無 ☐	有 ☐		
【 I -25】【 I -31】非常用照明																		
非常用照明が点灯するか。			無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
【 I -25】【 I -32】給水設備及び排水設備																		
配管(給排水管)		散水用水栓等				配管					配管		配管					
給水配管(給湯配管他)、排水配管の保温材が濡れていないか。 [I -27]	 					無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
給水配管(給湯配管他)、排水配管から水漏れがないか。 [I -27]						無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
給水器具よりの吐水状況が良好か、さびが混じっていないか。		無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(注意)

- [1] このチェックシートは、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合及び確認部位・手段を追加する場合は、行を追加して記入してください。
- [3] 該当する確認部位が全くない場合は、「確認部位・手段」のマスに取消線（／）を入れてください。
- [4] 該当する確認部位が無い場所は、「支障の有無及び別紙番号」のマスに取消線（／）を入れてください。
- [5] 確認の手段は、凡例に示す「確認手段」のマークによります。触診は危険のない場合に限ります。
- 特に建築設備の確認に際しては、感電のおそれのある場所や巻き込まれのおそれがある動作部分に触れないようにしてください。
- [6] 確認部位について、支障があることを確認した場合は、「有」のマークの□に「レ」マークを入れ、別紙番号（通し番号）を記入してください。
- [7] 確認部位について、支障がないことを確認した場合は、「無」のマークの□に「リ」マークを入れてください。
- [8] 支障があることを確認した部位については、支障の内容が把握できる写真を撮影し、別紙の様式に添付してください。

別紙

関係写真
(建築各部)

部位	番号	確認項目等	確認結果
			☐ 支障有 ☐ その他
写真貼付			異常の内容、気づいた点

部位	番号	確認項目等	確認結果
			☐ 支障有 ☐ その他
写真貼付			異常の内容、気づいた点

(注意)

- [1] この書類は、確認の結果「支障有」の項目等について作成してください。また、その他に特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「支障有」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「部位」欄の「番号」、「確認項目等」は、確認用チェックシートの「別紙番号」、「確認項目等」に対応したものを記入してください。
- [4] 「確認結果」欄は、支障を確認した場合は「支障有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

Excelデータの目次

配布資料(Excelデータ)		使用目的	作業内容	備考
20250401施設点検報告チェックリスト_〇〇〇庁舎.xlsx	目次・注意事項		参考資料	
	支障がない状態の確認用チェックリスト	成果物シート	入力作業	
	「法定点検の実施状況」チェックリスト		入力作業	
	「施設の維持管理状況」チェックリスト		入力作業	
	点検及び確認記録チェックリスト		入力作業	
	●【記入例】支障がない状態の確認用チェックリスト	受注者のための記入例	参考資料	
	●【記入例】「法定点検の実施状況」チェックリスト		参考資料	
	●【記入例】「施設の維持管理状況」チェックリスト		参考資料	
	●【記入例】点検及び確認記録チェックリスト		参考資料	
20250401施設点検報告チェックリスト_〇〇〇宿舍.xlsx	目次・注意事項		参考資料	
	支障がない状態の確認用チェックリスト	成果物シート	入力作業	
	「法定点検の実施状況」チェックリスト		入力作業	
	「施設の維持管理状況」チェックリスト		入力作業	
	点検及び確認記録チェックリスト		入力作業	
	●【記入例】支障がない状態の確認用チェックリスト	受注者のための記入例	参考資料	
	●【記入例】「法定点検の実施状況」チェックリスト		参考資料	
	●【記入例】「施設の維持管理状況」チェックリスト		参考資料	
	●【記入例】点検及び確認記録チェックリスト		参考資料	

注意事項

- ・各シートに記載している作業内容にしたがって入力して下さい。
- ・入力に際して**不明点があったら担当者へ問い合わせ**て下さい。

（作業内容）

- ・施設名称等の黄緑色の欄に入力してください。
- ・確認をつた部位について、黄色部分の入力欄をプルダウンで入力してください。
- ・点検結果、支障内容を備考の欄へ記入して下さい。
- ・成果物として提出した支障部分の写真の番号を写真等の欄へ記入して下さい。
- ・パンフレット「支障がない状態の確認」(国交省HP <https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001600033.pdf>)を参考にしてください。
- ・入力に際して**不明点があったら担当者へ問い合わせ**て下さい。

支障がない状態の確認用チェックリスト

施設名称 ○○庁舎

確認者氏名 ○○○○

実施日 ○○○○年○○月○○日

入力欄	部位の名称	支障	備考	写真等
☐	構造部材	基礎	①②	
☐		木造(土台、柱、梁、筋交、金物等)	②	
☐		組積造(れんが、石等)	①②	
☐		補強CB造(コンクリートブロック等)	①②	
☐		鉄骨造(柱、梁、筋交、アンカーボルト等)	①②	
☐		鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造(柱、梁、壁等)	①②	
☐	雨水の浸入を防ぐ部材	屋上面、外部仕上、シーリング等	③	
☐		ルーフドレイン、とい	③	
☐	落下の恐れがある部材	屋根仕上、内外装、内外壁、パラペット、笠木等	④	
☐		高架水槽、冷却塔、手摺、煙突等	④	
☐		防護柵、手摺、広告板等	④	
☐	扉及び窓等	共通	③④⑤⑥⑦	
☐		防火扉、シャッター、ダンパー等	④⑤⑥⑦⑧	
☐		自動扉、連動式の防火扉等	④⑥⑦⑧	
☐	床及び階段	共通	⑧⑨⑩	
☐		居室の床	⑨⑩	
☐		床仕上げ(カーペット、タイル他)	⑨⑩	
☐		二重床(OAフロアを含む)	⑨⑩	
☐		階段の滑り止め	⑦	
☐		誘導ブロック	⑪	
☐		床点検口	⑥	
☐		防護柵、手摺等	⑦	
☐	壁及び天井	防火区画となる壁、天井	⑤⑧	
☐		居室の壁・天井、特定天井	④⑤	
☐	建築設備	共通	⑦⑫	
☐		設備機器	②④⑦	
☐		配線、配管、ダクト	②④⑦	
☐		昇降機(エレベーター、エスカレーター等)	②④⑦⑫	
☐		排煙設備	②④⑦⑫	
☐		換気設備	②④⑦⑫	
☐		非常用照明	②④⑦⑫	
☐		給排水設備	②④⑦⑫	
☐	附帯施設	屋内及び屋外の案内表示	⑪	
☐		煙突、高架水槽、擁壁等の工作物	④⑪	
☐	敷地	敷地及び地盤面	⑦⑨	
☐		駐車場及び敷地内通路	⑦⑨	

【劣化に伴う支障】 赤字で示す部位における赤字で示す支障は、建築基準法第12条又は官公法第12条に基づく法定点検の結果で判断できます。

- ①[構造耐力] 錆や腐食、剥落や削孔による部材断面の欠損や減少など、構造耐力を損なうおそれがある状況。
- ②[耐久性] 木部の腐朽、鉄部の腐食、コンクリート部の錆汁や白華、配管からの漏れ、配線被覆の変色など耐久性を損なうおそれがある状況。
- ③[雨漏り] 雨漏りなどにより、建築物や物品等に損壊や汚損が生じるおそれがある状況。天井、壁、床等への雨漏の痕跡も該当。
- ④[落下・転倒] 接着部の剥がれや傷み、固定部の緩みや腐食などにより、仕上げや設備機器、懸垂物等に落下の恐れがある状況。
場材の腐食や傾斜などにより、工作物の転倒等につながるおそれのある状況。擁壁の排水孔の詰まりも該当。
- ⑤[音漏れ] 壁のき裂や扉や窓の開閉部の隙間などにより、外部や内部に音がもれ聞こえるような状況。
- ⑥[開閉等] 劣化や摩耗などにより、窓や扉の開閉、施錠、解錠が円滑でない状況。床点検口等の開閉不良も該当。
- ⑦[安全性] 自動扉の作動不良、階段等の手摺のぐらつき、階段等の滑り止めの外れなどにより、安全に使用できないおそれがある状況。
建築設備の使用時における安全性が確保されないおそれがある状況も該当。
- ⑧[区画等] 防火扉、シャッターの作動不良、床や壁の隙間やヒビ、配管と貫通孔の間の隙間など、防火性能を損なうおそれがある状況。
- ⑨[通行等] 段差やヒビ、傾きなどにより、歩行や荷物の運搬など通行に支障がある状況。敷地の排水不良も該当。
- ⑩[使用性] 床の著しいきしみや振動など、執務に支障がある状況。
- ⑪[案内等] 破損、変退色などにより、案内表示が読み取れないおそれがある状況。点字ブロック等の外れや損傷も該当。
- ⑫[機能性] 劣化や摩耗などにより、所期の性能が発揮されないおそれがある状況。主に設備機器が該当。

「法定点検の実施状況」チェックリスト

施設名称：〇〇庁舎

(作業内容)

施設名称等の水色の欄を入力してください。

入力欄の黄色を**ブルダウ**で入力してください。

点検対象色・点検結果の色は必ず下記の色に合わせして下さい。下記以外の組み合わせをするとインポート時にエラーとなります。

点検対象	点検の実施	点検結果の問題
ある	している	ある
ある	していない	ない
ある	していない	対象外
ない	対象外	対象外

・宿舎においては灰色行の点検等項目（灰色行）について、入力欄の点検対象等「1.ない」、点検の実施等「0.対象外」、点検等の問題「0.対象外」は修正しないで下さい。（システム上、点検の実施等及び点検の問題の項目の入力欄は「0.対象外」を入力します。）

・点検結果の問題について「問題がある」がある場合は問題内容を確認して「点検及び確認記録」のシートに記入して下さい。

・貸与された点検・検査記録簿関連についても記入して下さい。

・入力に際して**不明点があったら担当者へ問い合わせ**て下さい。

法令名	点検等項目	入力欄		入力要領
建築基準法 官公庁施設の建設等に関する法律	建築物の敷地及び構造の点検	点検対象	1. ない	事務庁舎は、階数が2以上又は延べ面積200㎡を超える建築物が対象です。特殊建築物(宿舎、体育館、倉庫、車庫等)は、「延べ面積」が200㎡を超える又は地上3階以上(「階数 地上」が3以上)かつ「延べ面積」が100㎡を超え200㎡以下建築物が対象です。 原則として、 3年以内にどこに実施する必要があります があります。
		点検の実施	1. していない	
		点検結果の問題	1. ない	
建築基準法 人事院規則10-4 (第32条)	昇降機の点検	点検対象	1. ない	建築物の規模や用途に関わらず、すべての昇降機が対象です。
		点検の実施	1. していない	
		点検結果の問題	1. ない	
建築基準法 官公庁施設の建設等に関する法律	建築物の昇降機以外の建築設備の点検	点検対象	1. ない	事務庁舎は、階数が2以上又は延べ面積200㎡を超える建築物が対象です。特殊建築物(宿舎、体育館、倉庫、車庫等)は、「延べ面積」が200㎡を超える又は地上3階以上(「階数 地上」が3以上)かつ「延べ面積」が100㎡を超え200㎡以下建築物が対象です。
		点検の実施	1. していない	
		点検結果の問題	1. ない	
国文省告示	支障がない状態の確認	確認対象	1. ない	すべての国家機関の建築物等(仮設建築物を除く)が対象です。
		確認の実施	1. していない	
		確認結果の問題	1. ない	
消防法	消防用設備等の点検	点検対象	2. ある	消火設備（消火器、屋内消火栓等）、警報設備（自火報等）及び避難設備（避難はしこ、誘導灯等）等があれば対象です。なお、消火器については、宿舎は150㎡以上、事務庁舎は300㎡以上の場合は設置義務があります。
		点検の実施	2. している	
消防法	危険物を取り扱う一般取扱所等の点検	点検対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 危険物を貯留している施設が対象です。
		点検の実施	0. 対象外	
電気事業法	事業用電気工作物の保安規定による自主点検	点検対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 事業用電気工作物（受変電設備や一定規模以上の発電設備等）があれば対象です。
		点検の実施	0. 対象外	
人事院規則10-4 (第15条)	機械換気設備の点検	点検対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 規模に関わらず、機械換気設備がある場合は対象です。
		点検の実施	0. 対象外	
人事院規則10-4 (第32条)	ボイラーの性能検査、定期検査	点検等の対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 規模に関わらず、ボイラー（簡易ボイラー等など一般的に運転資格の必要無いものは除く）がある場合は対象です。
		点検等の実施	0. 対象外	
浄化槽法	浄化槽の水質検査、保守点検、清掃	点検等の対象	2. ある	規模に関わらず、浄化槽がある場合は対象です。
		点検等の実施	2. している	
水道法	簡易専用水道の水槽の清掃	点検等の対象	2. ある	受水槽の有効容量の合計が10㎡を超える場合は対象となります。
		点検等の実施	2. している	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	排水設備の清掃	点検等の対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 建築物衛生法の特定建築物（3,000㎡以上の事務所等）に該当する場合は対象です。
		点検等の実施	0. 対象外	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律 人事院規則10-4(第15条)	清掃等及びわずみ等の防除	点検等の対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 全ての事務庁舎が対象です。
		点検等の実施	0. 対象外	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律 人事院規則10-4(第15条)	空気環境の測定	点検等の対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 空調設備がある場合又は建築物衛生法の特定建築物（3,000㎡以上の事務所等）で機械換気設備がある場合は対象です。
		点検等の実施	0. 対象外	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律 人事院規則10-4(第15条)	冷却塔、加湿装置等の清掃等	点検等の対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 規模に関わらず、対象設備がある場合は対象です。
		点検等の実施	0. 対象外	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	給水設備の飲料水、雑用水の遊離残留塩素等の検査	点検等の対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 建築物衛生法の特定建築物（3,000㎡以上の事務所等）で、対象設備がある場合は対象です。
		点検等の実施	0. 対象外	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	点検等の対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 規模に関わらず、対象設備がある場合は対象です。
		点検等の実施	0. 対象外	
備考				

「施設の維持管理状況」チェックリスト 施設名称：〇〇庁舎

- (作業内容)
- 施設名称等の水色の欄を入力してください。
 - 入力欄の黄色を**ブルダウンで入力**して下さい。
 - 宿舎においては灰色の項目について、入力欄の9. 不明は**修正しない**で下さい。
(システム上、調査対象外の項目の入力欄は「9. 不明」を入力します。)
 - 「問題がある」がある場合は問題内容を確認して「点検及び確認記録」のシートに記入して下さい。
 - 貸与された土地・検査記録簿関係についても記入して下さい
 - 入力に際して**不明点があったら担当者へ問い合わせ**して下さい。

	項目	入力欄	入力要領
安全性及び執務環境 に関わる施設状況	空気環境	9. 不明	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 空気の清浄度について、該当する項目を選択してください。
	照明照度	9. 不明	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 室内の明るさについて、該当する項目を選択してください。
	熱環境（冷暖房の状況）	9. 不明	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 冷暖房の快適さについて、該当する項目を選択してください。
	衛生環境	9. 不明	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 水質測定記録を基に水槽類の管理状況、水道水の吐出量適正の良否、赤水発生の有無等により判断し て、該当する項目を選択してください。
	清掃	9. 不明	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 室内・共用部（廊下・便所等）の床・窓清掃等の実施による室環境の状況について、該当する項目を選 択してください。
	消防・防災	1. 消防検査において指摘はなく、災害時の安全性が確保されている。	消防検査又は査察時において指摘事項等を基に、施設の安全性確保について、該当する項目を選択して ください。
	建築・附帯施設 外壁の状況	1. 外壁に浮き、ひび割れ、剥離が見られない。	建物の外壁の劣化状況について、該当する項目を選択してください。
	建築・附帯施設 漏水の状況	1. 天井、壁からの漏水が見られない。	建物の屋根・外壁からの漏水の状況について、該当する項目を選択してください。
	設備機器	1. 施設全体として、十分な整備がされており、快適性・利便性が確保されて いる。	施設全体として、電気設備・機械設備の整備状況について、該当する項目を選択してください。
	P C B の使用状況	1. PCB使用機器等がない。	PCBが使用されている機器等状況について、該当する項目を選択してください。
	耐震対策の状況	1. 全ての建物で耐震性能に問題がないことを確認済みである。	耐震診断、耐震改修の実施状況について、該当する項目を選択してください。
	津波防災診断の実施状況	9. 不明	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 津波防災診断の実施状況について、該当する項目を選択してください。
	家具の転倒防止対策	9. 不明	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 家具の転倒防止対策について、該当する項目を選択してください。
	避難経路等における障害物の有無	9. 不明	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 避難経路等（廊下、階段、防火戸等、災害時に地上に安全に避難するための経路）を通行するに当た り、支障となる障害物の設置状況について、該当する項目を選択してください。
長期耐用性	施設使用状況の適合可否 （建築）	9. 不明	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 各部屋に設置している物品の荷重が床の強度に対して問題ないことを確認できているかどうかについ て、該当する項目を選択してください。
	施設使用状況の適合可否 （設備）	9. 不明	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 頻繁に配線用遮断器が動作するなど、電気の使用量が規定以上になっている部屋があるかどうかについ て、該当する項目を選択してください。
備考			

Excelデータの目次

配布資料 (Excelデータ)		使用目的	作業内容	備考
20250401施設点検報告チェックリスト_〇〇〇庁舎.xlsx	目次・注意事項		参考資料	
	支障がない状態の確認用チェックリスト	成果物シート	入力作業	
	「法定点検の実施状況」チェックリスト		入力作業	
	「施設の維持管理状況」チェックリスト		入力作業	
	点検及び確認記録チェックリスト		入力作業	
	●【記入例】支障がない状態の確認用チェックリスト	受注者のための記入例	参考資料	
	●【記入例】「法定点検の実施状況」チェックリスト		参考資料	
	●【記入例】「施設の維持管理状況」チェックリスト		参考資料	
	●【記入例】点検及び確認記録チェックリスト		参考資料	
20250401施設点検報告チェックリスト_〇〇〇宿舍.xlsx	目次・注意事項		参考資料	
	支障がない状態の確認用チェックリスト	成果物シート	入力作業	
	「法定点検の実施状況」チェックリスト		入力作業	
	「施設の維持管理状況」チェックリスト		入力作業	
	点検及び確認記録チェックリスト		入力作業	
	●【記入例】支障がない状態の確認用チェックリスト	受注者のための記入例	参考資料	
	●【記入例】「法定点検の実施状況」チェックリスト		参考資料	
	●【記入例】「施設の維持管理状況」チェックリスト		参考資料	
	●【記入例】点検及び確認記録チェックリスト		参考資料	

注意事項

- ・各シートに記載している作業内容にしたがって入力して下さい。
- ・入力に際して **不明点があったら担当者へ問い合わせ**て下さい。

（作業内容）

- ・施設名称等の黄緑色の欄に入力してください。
- ・確認をつた部位について、黄色部分の入力欄をプルダウンで入力してください。
- ・点検結果、支障内容を備考の欄へ記入して下さい。
- ・成果物として提出した支障部分の写真の番号を写真等の欄へ記入して下さい。
- ・パンフレット「支障がない状態の確認」(国交省HP <https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001600033.pdf>)を参考にしてください。
- ・入力に際して**不明点があったら担当者へ問い合わせ**て下さい。

支障がない状態の確認用チェックリスト

施設名称 ○○宿舎

確認者氏名 ○○○○

実施日 ○○○○年○○月○○日

入力欄	部位の名称	支障	備考	写真等
☐	構造部材	基礎	①②	
☐		木造(土台、柱、梁、筋交、金物等)	②	
☐		組積造(れんが、石等)	①②	
☐		補強CB造(コンクリートブロック等)	①②	
☐		鉄骨造(柱、梁、筋交、アンカーボルト等)	①②	
☐		鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造(柱、梁、壁等)	①②	
☐	雨水の浸入を防ぐ部材	屋上面、外部仕上、シーリング等	③	
☐		ルーフドレイン、とい	③	
☐	落下の恐れがある部材	屋根仕上、内外装、内外壁、パラペット、笠木等	④	
☐		高架水槽、冷却塔、手摺、煙突等	④	
☐		防護柵、手摺、広告板等	④	
☐	扉及び窓等	共通	③④⑤⑥⑦	
☐		防火扉、シャッター、ダンパー等	④⑤⑥⑦⑧	
☐		自動扉、連動式の防火扉等	④⑥⑦⑧	
☐	床及び階段	共通	⑧⑨⑩	
☐		居室の床	⑨⑩	
☐		床仕上げ(カーペット、タイル他)	⑨⑩	
☐		二重床(OAフロアを含む)	⑨⑩	
☐		階段の滑り止め	⑦	
☐		誘導ブロック	⑪	
☐		床点検口	⑥	
☐		防護柵、手摺等	⑦	
☐	壁及び天井	防火区画となる壁、天井	⑤⑧	
☐		居室の壁・天井、特定天井	④⑤	
☐	建築設備	共通	⑦⑫	
☐		設備機器	②④⑦	
☐		配線、配管、ダクト	②④⑦	
☐		昇降機(エレベーター、エスカレーター等)	②④⑦⑫	
☐		排煙設備	②④⑦⑫	
☐		換気設備	②④⑦⑫	
☐		非常用照明	②④⑦⑫	
☐		給排水設備	②④⑦⑫	
☐	附帯施設	屋内及び屋外の案内表示	⑪	
☐		煙突、高架水槽、擁壁等の工作物	④⑪	
☐	敷地	敷地及び地盤面	⑦⑨	
☐		駐車場及び敷地内通路	⑦⑨	

【劣化に伴う支障】 赤字で示す部位における赤字で示す支障は、建築基準法第12条又は官公法第12条に基づく法定点検の結果で判断できます。

- ①[構造耐力] 錆や腐食、剥落や削孔による部材断面の欠損や減少など、構造耐力を損なうおそれがある状況。
- ②[耐久性] 木部の腐朽、鉄部の腐食、コンクリート部の錆汁や白華、配管からの漏れ、配線被覆の変色など耐久性を損なうおそれがある状況。
- ③[雨漏り] 雨漏りなどにより、建築物や物品等に損壊や汚損が生じるおそれがある状況。天井、壁、床等への雨漏の痕跡も該当。
- ④[落下・転倒] 接着部の剥がれや傷み、固定部の緩みや腐食などにより、仕上げや設備機器、懸垂物等に落下の恐れがある状況。
場材の腐食や傾斜などにより、工作物の転倒等につながるおそれのある状況。擁壁の排水孔の詰まりも該当。
- ⑤[音漏れ] 壁のき裂や扉や窓の開閉部の隙間などにより、外部や内部に音がもれ聞こえるような状況。
- ⑥[開閉等] 劣化や摩耗などにより、窓や扉の開閉、施錠、解錠が円滑でない状況。床点検口等の開閉不良も該当。
- ⑦[安全性] 自動扉の作動不良、階段等の手摺のぐらつき、階段等の滑り止めの外れなどにより、安全に使用できないおそれがある状況。
建築設備の使用時における安全性が確保されないおそれがある状況も該当。
- ⑧[区画等] 防火扉、シャッターの作動不良、床や壁の隙間やヒビ、配管と貫通孔の間の隙間など、防火性能を損なうおそれがある状況。
- ⑨[通行等] 段差やヒビ、傾きなどにより、歩行や荷物の運搬など通行に支障がある状況。敷地の排水不良も該当。
- ⑩[使用性] 床の著しいきしみや振動など、執務に支障がある状況。
- ⑪[案内等] 破損、変退色などにより、案内表示が読み取れないおそれがある状況。点字ブロック等の外れや損傷も該当。
- ⑫[機能性] 劣化や摩耗などにより、所期の性能が発揮されないおそれがある状況。主に設備機器が該当。

「法定点検の実施状況」チェックリスト

施設名称：〇〇宿舍

(作業内容)

施設名称等の水色の欄を入力してください。

入力欄の黄色を**ブルダウ**で入力してください。

点検対象と点検結果の両欄は必ず下記の内容に合わせて下さい。下記以外の組み合わせをするとインポート時にエラーとなります。

点検対象	点検の実施	点検結果の問題
ある	している	ある
ある	していない	ない
ある	していない	対象外
ない	対象外	対象外

・宿舎においては灰色行の点検等項目（灰色行）について、入力欄の点検対象等「1.ない」、点検の実施等「0.対象外」、点検等の問題「0.対象外」は修正しないで下さい。（システム上、点検の実施等及び点検の問題の項目の入力欄は「0.対象外」を入力します。）

・点検結果の問題について「問題がある」がある場合は問題内容を確認して「点検及び確認記録」のシートに記入して下さい。

・貸与された点検・検査記録簿関連についても記入して下さい。

・入力に際して**不明点があったら担当者へ問い合わせ**て下さい。

法令名	点検等項目	入力欄		入力要領
建築基準法 官公庁施設の建設等に関する法律	建築物の敷地及び構造の点検	点検対象	1. ない	事務庁舎は、階数が2以上又は延べ面積200㎡を超える建築物が対象です。特殊建築物(宿舎、体育館、倉庫、車庫等)は、「延べ面積」が200㎡を超える又は地上3階以上(「階数 地上」が3以上)かつ「延べ面積」が100㎡を超え200㎡以下建築物が対象です。 原則として、 3年以内にどこに実施する必要があります があります。
		点検の実施	1. していない	
		点検結果の問題	1. ない	
建築基準法 人事院規則10-4 (第32条)	昇降機の点検	点検対象	1. ない	建築物の規模や用途に関わらず、すべての昇降機が対象です。
		点検の実施	1. していない	
		点検結果の問題	1. ない	
建築基準法 官公庁施設の建設等に関する法律	建築物の昇降機以外の建築設備の点検	点検対象	1. ない	事務庁舎は、階数が2以上又は延べ面積200㎡を超える建築物が対象です。特殊建築物(宿舎、体育館、倉庫、車庫等)は、「延べ面積」が200㎡を超える又は地上3階以上(「階数 地上」が3以上)かつ「延べ面積」が100㎡を超え200㎡以下建築物が対象です。
		点検の実施	1. していない	
		点検結果の問題	1. ない	
国交省告示	支障がない状態の確認	確認対象	1. ない	すべての国家機関の建築物等(仮設建築物を除く)が対象です。
		確認の実施	1. していない	
		確認結果の問題	1. ない	
消防法	消防用設備等の点検	点検対象	2. ある	消火設備（消火器、屋内消火栓等）、警報設備（自火報等）及び避難設備（避難はしこ、誘導灯等）等があれば対象です。なお、消火器については、宿舎は150㎡以上、事務庁舎は300㎡以上の場合は設置義務があります。
		点検の実施	2. している	
消防法	危険物を取り扱う一般取扱所等の点検	点検対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 危険物を貯留している施設が対象です。
		点検の実施	0. 対象外	
電気事業法	事業用電気工作物の保安規定による自主点検	点検対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 事業用電気工作物（受変電設備や一定規模以上の発電設備等）があれば対象です。
		点検の実施	0. 対象外	
人事院規則10-4 (第15条)	機械換気設備の点検	点検対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 規模に関わらず、機械換気設備がある場合は対象です。
		点検の実施	0. 対象外	
人事院規則10-4 (第32条)	ボイラーの性能検査、定期検査	点検等の対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 規模に関わらず、ボイラー（簡易ボイラー等など一般的に運転資格の必要無いものは除く）がある場合は対象です。
		点検等の実施	0. 対象外	
浄化槽法	浄化槽の水質検査、保守点検、清掃	点検等の対象	2. ある	規模に関わらず、浄化槽がある場合は対象です。
		点検等の実施	2. している	
水道法	簡易専用水道の水槽の清掃	点検等の対象	2. ある	受水槽の有効容量の合計が10㎡を超える場合は対象となります。
		点検等の実施	2. している	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	排水設備の清掃	点検等の対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 建築物衛生法の特定建築物（3,000㎡以上の事務所等）に該当する場合は対象です。
		点検等の実施	0. 対象外	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律 人事院規則10-4(第15条)	清掃等及びわずみ等の防除	点検等の対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 全ての事務庁舎が対象です。
		点検等の実施	0. 対象外	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律 人事院規則10-4(第15条)	空気環境の測定	点検等の対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 空調設備がある場合又は建築物衛生法の特定建築物（3,000㎡以上の事務所等）で機械換気設備がある場合は対象です。
		点検等の実施	0. 対象外	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律 人事院規則10-4(第15条)	冷却塔、加湿装置等の清掃等	点検等の対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 規模に関わらず、対象設備がある場合は対象です。
		点検等の実施	0. 対象外	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	給水設備の飲料水、雑用水の遊離残留塩素等の検査	点検等の対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 建築物衛生法の特定建築物（3,000㎡以上の事務所等）で、対象設備がある場合は対象です。
		点検等の実施	0. 対象外	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	点検等の対象	1. ない	【宿舎の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 規模に関わらず、対象設備がある場合は対象です。
		点検等の実施	0. 対象外	
備考				

「施設の維持管理状況」チェックリスト 施設名称： ○○ 宿舍

- (作業内容)
- 施設名称等の水色の欄を入力してください。
 - 入力欄の黄色を**プルダウンで入力**して下さい。
 - 宿舍においては灰色行の項目について、入力欄の9. 不明は**修正しない**で下さい。
(システム上、調査対象外の項目の入力欄は「9. 不明」を入力します。)
 - 「問題がある」がある場合は問題内容を確認して「点検及び確認記録」のシートに記入して下さい。
 - 貸与された土地・検査記録簿関係についても記入して下さい。
 - 入力に際して**不明点があったら担当者へ問い合わせ**して下さい。

	項目	入力欄	入力要領
安全性及び執務環境 に関わる施設状況	空気環境	9. 不明	【宿舍の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 空気の清浄度について、該当する項目を選択してください。
	照明照度	9. 不明	【宿舍の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 室内の明るさについて、該当する項目を選択してください。
	熱環境（冷暖房の状況）	9. 不明	【宿舍の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 冷暖房の快適さについて、該当する項目を選択してください。
	衛生環境	9. 不明	【宿舍の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 水質測定記録を基に水槽類の管理状況、水道水の吐出量適正の良否、赤水発生の有無等により判断し て、該当する項目を選択してください。
	清掃	9. 不明	【宿舍の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 室内・共用部（廊下・便所等）の床・窓清掃等の実施による室環境の状況について、該当する項目を選 択してください。
	消防・防災	1. 消防検査において指摘はなく、災害時の安全性が確保されている。	消防検査又は査察時において指摘事項等を基に、施設の安全性確保について、該当する項目を選択して ください。
	建築・附帯施設 外壁の状況	1. 外壁に浮き、ひび割れ、剥離が見られない。	建物の外壁の劣化状況について、該当する項目を選択してください。
	建築・附帯施設 漏水の状況	1. 天井、壁からの漏水が見られない。	建物の屋根・外壁からの漏水の状況について、該当する項目を選択してください。
	設備機器	1. 施設全体として、十分な整備がされており、快適性・利便性が確保されて いる。	施設全体として、電気設備・機械設備の整備状況について、該当する項目を選択してください。
	P C B の使用状況	1. PCB使用機器等がない。	PCBが使用されている機器等状況について、該当する項目を選択してください。
	耐震対策の状況	1. 全ての建物で耐震性能に問題がないことを確認済みである。	耐震診断、耐震改修の実施状況について、該当する項目を選択してください。
	津波防災診断の実施状況	9. 不明	【宿舍の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 津波防災診断の実施状況について、該当する項目を選択してください。
	家具の転倒防止対策	9. 不明	【宿舍の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 家具の転倒防止対策について、該当する項目を選択してください。
	避難経路等における障害物の有無	9. 不明	【宿舍の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 避難経路等（廊下、階段、防火戸等、災害時に地上に安全に避難するための経路）を通行するに当た り、支障となる障害物の設置状況について、該当する項目を選択してください。
長期耐用性	施設使用状況の適合可否 （建築）	9. 不明	【宿舍の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 各部屋に設置している物品の荷重が床の強度に対して問題ないことを確認できているかどうかについ て、該当する項目を選択してください。
	施設使用状況の適合可否 （設備）	9. 不明	【宿舍の場合は調査対象外項目なので修正しないで下さい。】 頻繁に配線用遮断器が動作するなど、電気の使用量が規定以上になっている部屋があるかどうかについ て、該当する項目を選択してください。
備考			

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、 価格交渉に誠実に対応します。 まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

- 1 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
- 2 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
- 3 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例

- 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例

- 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例

- 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口 お問い合わせ先

担当 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX 03-3595-2121